

---

## 平成24年第2回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

---

平成24年6月18日(月)

---

### 1. 議事日程第3号

平成24年6月18日(月) 午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(16名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員(なし)

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一                      議事係長 小野英一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉浩平	教育長	本田昌巳
総務課長	帆足博充	まちづくり 推進課長	麻生太一

環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六	教育総務課長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司
行 政 係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いをいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本日は議会だより掲載のため撮影をいたしますので、よろしく願います。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されていますので、報告いたします。議員につきまして、13番藤本勝美君、所用のため遅刻の届け出が提出されています。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を行います。

## 日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今期定例会の質問者は7名です。よって、本日18日と明日19日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） おはようございます。今回も質問の機会をいただき、ありがとうございます。

最近、玖珠町のすばらしさを町外の方から知らされていたと感じたことが2点ありました。夜中の3時ごろ、天気予報から流れている星座の映像が大分県玖珠町となっていました。こんなきれいな映像ができる場所はどこだろうと思っていたやさき、先日、中学校を訪問したとき図書館に案内され、すばらしい立派な星座の本を出してこれ、これはどこで撮影したのかわかりますかと言われ、知っていますかと言われました。それも玖珠町で撮影された星座の立派な本でした。

また、6月16日土曜日、テレビ撮影のために歌手の前川 清さんがメルサンホールに見えられて、玖珠は人も町もいいところですねと言われ、本当にうれしく思いました。その放映は7月28日にされるそうです。本当に私たちが気づかなかった玖珠町がこんなにあるんだと思って、うれしく思ったところです。

今日は4点の質問で、一問一答でお願いいたします。

まず初めに、日本童話祭のあり方について、地元の子供たちの参加の呼びかけ、2点は、来年も同じやり方でやるのかということです。

今年は天候にも恵まれ、翌日が休みとあって、町外から多くの親子連れで賑わいました。来場者も5万人、おおよそ玖珠町の人口の3倍に膨らんだ、にぎわった1日でした。テレビ、新聞などでも報道されていました。もう何年もボランティアで実行委員の一員となり、童話祭の参加をし続けましたが、地元の子供の無関心と参加の少なさに毎回寂しさを感じています。それに加えて、森会場は特にスタッフの高齢化で、来年はできるだろうかと顔を見合わせるたびに口々にこの話題になっております。学校からの生徒への積極的な参加の呼びかけはできないのか、せめてパレードの参加はできないかと質問いたします。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） ただいまの童話祭のあり方についてのご質問にお答えしたいと思います。

今年の5月5日、第63回日本童話祭が、好天にも恵まれまして、大勢の人で盛会裏のうちに無事終了することができました。大変ありがとうございました。特に河川敷会場につきましては、悠然と泳ぐジャンボこいのぼりを目当てに、終日多くの人で賑わいました。

子供たちの参加についてです。地元の子供たちの参加のご質問であります。最初に地元の子供たちが参加している状況について報告をしたいと思います。協賛行事の各種スポーツ大会には8競技1,691名の選手が参加しましたが、その中でも、多くの地元の子供たちが各競技ごとに参加をしております。それから童話祭の準備に際しまして、町内の小学校児童によるミニこいのぼりの作成に約800名が参加をしております。それから、町内の高校生13名がボランティアとして参加をしております。子ども太鼓フェスティバル、地元の太鼓12名、吹奏楽に20名、高校生が27名参加しております。それから、童話祭式につきましては、司会進行、それから少年少女合唱団等24名が参加をしております。三島会場ステージにおきましては、小学生、高校生約40名が参加をしております。それから、仮装パレードにつきましては、町内の子供たちが合計で457人の参加がありました。たくさんの子供た

ちが各種団体や個人で童話祭に参加をしていただいております。

しかしながら、それ以外で各会場にどれだけの子供が参加したかについては把握をできておりません。そのために、今後、童話祭のあり方を模索する上でも、町内の小中学生を対象に、童話祭に行ったか、それからどこに行ったか、それから何がおもしろかったか等々のアンケート調査を今、予定しているところであります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 2番大谷さん。

○2番（大谷徹子君） 今、河島課長からご報告をいただいたんですが、私も実行委員に入っていて、その内容は把握しております、本当に多くの子供さんが協賛行事として参加されているなどは思っておりますが、当日のやっぱり童話祭という祭りの、式のときの参加のことで、一応よその例を挙げるとおかしいんですが、日田の川開きのときの土曜日の前日のパレードのときは、市内の子供さんが、ほとんど全員が一、二度は絶対経験して、一人残らず参加するという、それが私はとても意義あることだと思っています。大きい学校では高学年、小さい学校では全員の方たち、楽器演奏をしないところは一輪車など、いろんな趣向を凝らして全員の方が参加しております。

それは何を意味するかというと、結局どのお子さんも思い出ができる、どんな子たちも参加して、横のつながり、縦のつながり、親との会話、地域とのコミュニケーション、いろんな面で考えたときに、一定の子供さんたちではやはりこの童話の里の子供にとって私は満足しない、また、子供さんたちをぜひともそういう輪の中で、役場なり学校なりが演出を考えて、そういう参加できるような演出を考えてほしいと思って、ずっとボランティアと一緒に童話祭をやっております。これについて、学校の半行事、昔、振りかえ休みとかあったんですが、そういう形で学校のお子さんが参加してもらえそうな形はとれないものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） ただいま質問の中でありました日田市の川開き観光祭の状況を、ちょっと気になったんで聞いてみましたけれども、市内の子供が全員ということではないそうですけれども、ほぼ多くの方が参加をしているようであります。半日、どんたく隊ということで参加をしているようであります。

それを考えたときに、私たちの童話祭の担当として考えたときに、それじゃ何に参加するかということ考えたときに、やっぱり一番はパレードかなと思ったんですけれども、パレードに今町内の子供たちが全員参加したときの人数を考えたときに、大変なことで祭式についても祭式の会場にそれだけの人が集まれるんだろかということもあります。そういう意味では、先ほども議員さん言われたように、参加できる演出について検討してみたいと思っております。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 玖珠の状況はこのような状況だということは、私も中でやっていてわかっておりますが、参加できない関心のない親たちも感心を持たせるような、何とかそういう働きかけがで

きないだろうかと、思って質問をしてみました。

童話祭が昭和25年に始まり、5年間は森町がやっていたのですが、合併後は玖珠町の主催として、今まで63回に至っておりますが、本当に途中、ジャンボこいのぼり、日本一のジャンボこいのぼり、それからその後、まだバブルが崩壊していない時期で景気もよかった時期かもしれませんが、その時期がやっぱり一番、9万人ほどの来客を数えたという記録があるんですが、それから年々と減ってきて、それは童話祭の式の内容だけではないだろうとは思っております。日本全国のすべての状況だと思っておりますが、今後の童話祭として、参加者の子供の少ないこととか、高齢化している童話祭とか、そういうのを踏まえて、町として、先ほど対策というか考えていらっしゃると思うんですが、大きな何かの対策、これは行政・民間、問う前に、まず地元の子供たちの童話祭であるべきだというふうに私は思っているので、そういうふうな考え方で今後の童話祭を、何か対策を考えていらっしゃるかどうかとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 今後の童話祭についてであります、この2番目の質問にありますけれども、来年以降もということがありましたけれども、その中でも考えておりましたけれども、今後の童話祭については、やはりこの運営が今まで事務局会、それから実行委員会の中で検討を重ねてまいりましたので、私たちなりの案を持ちながら、その中で十分に協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 私もボランティアをまた続けていきたいと思っております。期待して待っております。

それと、私、途中で思ったんですが、地元、ほとんど無料で遊んで帰れるというのが、この童話祭の仕組みになっていると思うんですが、この無料の仕組みをぜひ地元の子供たちにも知ってもらいたいと思ったり、ふと思ったときに、これは童話祭によって地元にもたらされる何かの利益等を生む方法はないだろうかと。遊んで帰ってもらっただけじゃなく、何かその方法がないだろうかと。宿泊についてもこの玖珠町では賄えないから、結局周辺、食事も大人数を賄えないので周辺の食事に行かれるということで、何となくもったいないのではないかと、これだけのお金を出して行事をされるのに、よそに落ちると考えたら、何となくもったいないなという思いがしております。何か方法が、そういう営利の方法とか少し考えたことがございますか。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） やはりいろんな事業をやるときに、その投資効果がどれくらいあるかということは非常に大事な事だと思っております、そういうことも常々考えてやっているつもりであります、確かに童話祭の言われる分については、子供たちに本当に無料でボランティアをするという形が主になっておりますので、その辺についてもまた考えさせていただきたいと思っております。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、童話祭のあり方を考えるときに、子どもがまず配慮しなければならないのが、一番最初、昭和25年の第1回目、童話碑の建立とあわせて行った第1回目の童話祭の後に反省会が行われております。

その確認事項は、基本的に子供のために子供を主体とした子供を楽しませる行事とすると、1つ目、それが。2つ目として、今後毎年行い、最大の年中行事とする。これは先ほどご指摘のとおり、第1回目ですから森町のお祭りであったわけですが。そして3番目、名実ともに全国的な大祭典にまで発展させる。4番目、会期は5月5日から3日間とする。5番目、最後ですが、三島遊園地——今の三島公園ですが——を常時子供の施設にするとともに、年中美化に努め、観光価値を高めるといふふうになっておるわけですが、そういうことを基本にしながら、童話祭は大きく変わることなく63回を迎えたというふうに思っておるわけですが、ただ、その途中には、いろいろな変遷で、やはり実行委員会としても悩みがあったというふうに思っております。

例えば、衛藤征士郎町長が童話の里構想を行政の大きなテーマにして以降、例えば25回、49年には、この前お亡くなりになった三笠宮殿下もおいでになりましたし、デンマーク・オーデンセ市長も参りました。会場も三島から河川敷、伐株、三日月というふうに広がった時期がございます。

そして、さっきご指摘のように、ジャンボこいのぼりも出たわけですが、いろいろな問題が出てきました。4会場の駐車場の確保、それから会場循環の道の整備、渋滞等ございました。そういう反省から、62年、38回には伐株と三日月会場が廃止をされて子供の参加も徐々に減ってきた。八幡地区にあっては、この年に独自に時期を変えた夏祭りを童話祭として始めておるわけですが、そういう変遷があった。我々がこういう経過を見ながら、童話祭のあり方、56年にシンポジウムをしています。三百数十名の町民が集まりました。

その中でいろいろな意見が出ました。童話祭は——これは童話祭の本質にかかわる問題だと思うんですが、童話祭は子供のためのお祭りであり、観光祭ではないという指摘、それから子供への奉仕に徹すべきであると、会場での物売り、商売は排除すべき、物売りをしなければ資金が続かない、伝統を求めお客さんにはどう対応するのか、行政主導では変わらない、民間に任せるべきだ、行政はお金は出しても口は出すな、本当に童話で町民は飯が食えるのか、童話祭はもともと森の祭りであり、祭りも童話の里も森地区に限定すべきだ、たくさんの意見が出たわけですが、先ほど言いました1回目の反省で確認がされた事項、それでそういうシンポジウムで出された意見、いろいろな意見を踏まえながら、余り大きく変わることなく現在に来たわけですが、しかし、これ本当に子供のお祭りであれば、子供を取り巻く環境は大きく当時と様変わりをしております。改めて、先ほど課長が申しましたように、見直しの時期が来るのではないかというふうに思っております。今後ともよろしく願いたします。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 昭和25年からの大きな流れの中で童話祭が行われてきたということを今お聞

きましたが、本当に今から考えていかなければならない課題だと思っております。

1つ、久留島武彦研究所ができていますが、久留島武彦の偉大なる功績の精神を学ぶというところで、やはり新しい先生方、珍珠になじみのない先生方、新しい先生方が、その研究所を利用して、やはりそこで勉強なさって、きちんと子供たちに継承できるような、そうすれば子供たちもそこで意味を知り、理解をし、楽しんで参加するようになるのではないかと思います。そして、この珍珠町である以上、お話しクラブ、久留島武彦研究所クラブというふうなものを、学校、小、中、高と、どこでもそういうクラブをつくってみるのもやはりいいんじゃないかなと。私もちょっと子供たちと話したときに、スポーツが大好きな子供と、やはりそういうことが好きな子と、いろんな子供さんがいるので、そういうことも試みてほしいなと思いつつながら、この質問を終わらせていただきます。

続けて、次の2番の万年山のミヤマキリシマの保護についてを質問いたします。

先日、山開きの次の週、同級生10人で何十年ぶりにミヤマキリシマを見に登ってきました。6月の初めに雲仙のキリシマを見てきたばかりで、万年山のミヤマキリシマの群生の広さに驚きました。50年前に山火事があり、その後ほとんど自然復興で大きな株になったということでした。またその後、日本全国、山々に木を植林する時期があつて、大きな株を泣き泣き切つて、そこにヒノキや杉を植えたということもお聞きしました。その後、しばらく放置をされていた中、町長のお気持ちのおかげで手入れができた山の仕事をする方が喜んでいました。本当にきれいになっておりました。お花畑もとってもきれいでした。

国定内の木々の手入れのため、伐採がちょっと難しかったり、お花畑の向こうにまだまだ、林の中にミヤマキリシマの群生地がかなりの広さでありました。そこで聞くと、この手入れをしたいんだけど予算がなくてということをお聞きしました。予算かと思つて、じゃ今回手入れをして、毎年手入れの予算をつけていただけるのか、そして、まだまだ林の中にある群生地を整備して、広い広い群生地にしていっていただけないだろうか、この質問をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 商工観光課の立場から、管理しておりますミヤマキリシマについてお答えいたします。

議員申されましたように、5月27日に実施しました第63回の万年山山開きには、県内外から多くの観光客、登山客にお見えいただきました。議会冒頭、町長のほうから諸般の報告で申し上げましたが、主催者発表1,100人ということで、昨年、一昨年が諸般の事情で実施できなかったこともあるんですが、やはり議員が申されますように、ミヤマキリシマの情報を持たれた方等が多く見えていただきました。特に議員申されました通称「お花畑」と呼ばれているミヤマキリシマ群生地につきましては、これは一昨年より環境整備に力を入れまして、群生地の鑑賞面積を拡大することができました。

今回、試しと申しませうか、福岡県域のテレビ局を通じまして情報提供をいたしましたところ、次の日以降、すごい人数がお見えになったというふう聞いております。道の駅等で情報を得られて、どんどん登っていただいたという状況のようであります。商工観光といたしましては、珍珠町の新た

な観光スポットとしての情報発信を始めたところであります。また、忘れてはならないのが、今回の鑑賞面積拡大につきましては、玖珠町観光協会の方々、町議会議員さんを初めとする万年山周辺住民の方々のボランティア活動、花畑以外の散策道、登山道も毎年ボランティアで刈っていただいております。心より感謝申し上げたいと思っております。

議員ご質問のミヤマキリシマの保護についてであります。ここ数年は病虫害被害もなく、鑑賞された登山客より、すばらしいと喜びの声をいただいているところであります。ミヤマキリシマ保護のためには、周辺の雑草除去、ススキの刈り払いという整備が必要になりますが、通常のビーバーで一括で切ってしまうと根まで切るということで、ミヤマキリシマを傷つけないよう、かま等を使って手作業ということで、なかなか重労働を必要とする作業であります。

議員申されましたが、確かに、あそこの作業を手伝っていただいた方によりますと、まだまだ奥がありますよというご報告も受けております。これまでは1年、2年とやってきたのは何とか検討いたしまして、県の緊急雇用対策事業、町の予算は使っていないんですが、国の予算をほぼ100%使ってここまで来られました。今後も、せっかく開かれた鑑賞面積ですので、何とかボランティアの方々の協力も含めて保護に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2 番（大谷徹子君） 私も見て、ビーバーで刈れば小さな芽がなくなってしまうんじゃないかと言っていたら、いやいや、もうちょっと高いところを刈るから大丈夫だよということで、本当に小さな小さな芽もたくさん出ておりました。万年山は、本当に近いところまで、8合目までは自由に車が行けて、もう余り骨折らなくて登山ができて、花が鑑賞できるという、とても手軽な形で素晴らしい群生を見ることができ、今後も、先ほどテレビのことを聞きましたが、増える一方ではないかと思ひまして、私たちが行ったときも、よそのほうから見えられていました。

1つは、周辺の環境ということですが、途中で強く感じたことは、以前、大手の漬物会社が大根を植えていたという土地があるんです。そこが今ヒノキを植えて、小さなヒノキを植えてあるんですが、なぜかずっとある面のヒノキが枯れかかっているのです。どうしてかと聞くと、これは大根を植えていたときに除草剤とか農薬をまいた後だからこうなっているんだと聞き、やはり自然環境を守るには、これから本当に気をつけないといけないことだなと、本当にあれから、大根植えなくなって、もう何年も経っていて、いまだにそういう状態だから、やっぱり怖いものだとつくづく感じました。

よく登山される方たちの話では、登山道、北山田から登る登山道も大事ですが、一般の方たちが登る登山道の表示とか、もうちょっときちんとしてくれればな、そして手前に立派な道路ができていますので、それを活用して何かできないものかという質問がありました。じゃ、今日私、聞いてみますということで来ました。

それと、あそこは珍しくミヤマキリシマの間にすばらしい松が何箇所もあるんですね。それがなかなか珍しい風景で、またよそにない風景だそうです。また夢を持って、ツリーハウスもできるね、観



光に今からどんどんつながるねという、いろんな話をしながらゆっくと見させてもらいました。ぜひ大切な玖珠の財産、そして自然はなかなか壊れたら取り戻せないのも、その点で今から手入れ等をよろしく期待しております。

2番の質問は終わらせていただきます。

続けて、3番の質問に移らせていただきます。

3番は、国指定になった玖珠の宝3カ所について、町の対応。というのは、ガイド、案内板等、案内所、まちづくりにこの大切なすばらしい3カ所をどうやって生かすのだろうか、まずその質問をさせていただきます。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、玖珠町の国指定の文化財につきましては、大正12年指定の国指定名勝耶馬溪と、昭和10年指定の天然記念物大岩扇山と、平成17年指定の角牟礼城跡、そして本年1月指定の国名勝の旧久留島氏庭園、そして4月に答申が出されました旧豊後森機関庫・転車台となっております。以上の国の指定を受けた貴重な文化財等を玖珠町の宝として、今後のまちづくりにおいてどのように考えているかというご質問であろうかと思えます。

玖珠町は、皆さんご存じのとおり大規模な宿泊施設等を持っておりません。観光業としては、団体宿泊型の観光客の誘致は難しゅうございます。そこで、当然目指すところは、短期滞在型の交流人口の獲得にあらうかと考えております。旧久留島氏庭園、国指定史跡の角牟礼城跡、国指定天然記念物大岩扇山、街並み修景が進んでいます森の城下町、豊後森機関庫、さらに伐株山山頂からの眺め、などと一体化して、バスやタクシー、さらには最近はやっております自転車等を利用した周遊コースなどの検討を、現在担当部署としては実施しているところであります。

議員ご指摘の観光案内板等につきましては、重要な整備と思っておりますが、観光においては、まず行政のみの単独施策では成功することが難しいと考えております。地域の方々のお力添え、特におもてなしの心が重要ではなかろうかというふうに考えております。幸いにしてボランティアガイドにつきましては、玖珠町観光協会主催による地元有志の方々を中心に既に研修等がなされまして、少しずつ実践していただいております。とてもありがたく感じております。また、特に久留島氏庭園周辺にお住まいの森地区の方々、特にご高齢の方々でございますが、有志の方によりまして三島公園保存会等を結成させていただき、三島公園の清掃管理等にももう既にお力をいただいております。住民の方々による町おこし活動も既に始めていただいております。とても感謝しているところであります。

それと、さらに付け加えますと、現在町外、県外の方からやはり注目を浴びている地域になっております。湯布院、日田、九重のほうがかんたん慣れっこになられたんでしょう、問い合わせがすごいです。今回5月28日にJR九州が主催になりました九州一周するクルーズトレイン、新聞で発表されたと思うんですが、「ななつ星 in 九州」ということで豪華クルーズトレインなんですが、国内のシニア層、アジアの富裕層をターゲットにした豪華な寝台列車の旅を来年10月から運行を始めるという

ことをJR九州が打ち出しました。その中で、1泊2日と3泊4日のコースがあるんですが、1泊2日の構想の中に阿蘇駅を出発して豊後森、玖珠にバスツアーを流して、そこから玖珠に滞在するか、そのまま汽車に乗って博多に帰るかというコースになっているようであります。玖珠町としては絶好の機会ととらえて、何とか食らいついていきたいというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、議員さんご指摘のとおり、玖珠町の観光振興にとりまして、とてもいい風が吹いているというふうに考えております。玖珠町としましては、この風を逃すことなく、議員さんを初め皆さんのご意見、ご協力、おもてなしの心を持って、今後の玖珠町のPR、観光振興を考えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 私のほうからは、文化財の担当課の立場からなんですけれども、ガイドとか案内板、まちづくりについて考えていることをお答えしたいと思えます。

今年、旧久留島氏庭園が国指定名所になりまして、さらには豊後森機関庫が登録有形文化財の答申を受け、玖珠町内で文化財に対する関心が高まっているように思います。ガイド板や案内板、それからまちづくりを考えると、国指定となった文化財はもちろんでありますが、国指定の文化財だけでなく、町内の文化財全体をどう生かすか考えていかなければならないと考えています。

ガイドについてですが、旧久留島氏庭園が国指定名所になったことで、玖珠町の来訪者が多くなりました。町では、これまでに町民への文化財の周知と啓発のため、平成23年に文化財ガイドブック「先人たちの囁き」を作成し、全戸配布しました。それから今年度、庭園が国指定名所になることを受けて、急遽、庭園一帯のパンフも製作をしたところです。今年度、町民を対象にした文化財講座を開き、多くの町民が文化財を身近に感じ、玖珠町の文化や歴史のよさを理解してもらうための事業を計画したいと思っています。その中で、ただ学ぶだけじゃなくて、学んだことを伝える、いわばガイドなんですけれどもそのための講座も取り入れ、玖珠町の文化や歴史を発信するガイドが育ってくればいいと考えております。

それから、案内板についてですけれども、平成23年3月策定の玖珠町文化財保存整備計画書の中で、看板などを含む各指定文化財の整備検討項目を洗い出しております。これをもとに文化財の案内板等の整備を進めていかなければなりません。その際に考えていることは、それぞれを単体で看板つくるのではなくて、この看板をたどっていけば玖珠町の文化財に行き着くというようなデザインを統一して行うことも一つ考えなければいけないと思っています。それからまた内容も、ガイドブックやホームページ等で統一していかなければならないと考えています。計画に当たっては、指定地内の看板の設置や付け替えなどの現状変更には許可が必要となります。それで、文化庁や県の文化課と連絡を密にして取り組む必要が生じます。

それから、まちづくりについてですけれども、文化財は単独の整備だけでは、そのものを十分に生かすことが難しくなります。玖珠という一つの文化圏において、その中で構成される多種多様な文化

財は、相互に緊密な関係が認められる場合が多くあります。そのため、この地域にある文化財を歴史的、文化的、自然的に結びつけ、珍珠という全体像を想定しながら整備していく必要があると考えております。そうすることで、まちづくりの中に文化財を生かしていくことが可能になると考えられます。

本年度からまちづくり、それから先ほどの商工観光振興課とともに、文化財をまちづくりにつなげるような連携を図っております。

以上が文化財担当課の立場からの考えです。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） ありがとうございます。

私がこの質問をしたのは、私、よく三島公園のところに車を止めるんですが、そこにいると何人もの方から、車はどこに止めるのか、トイレはどこか、身障者のトイレはどこかと、そしてせっかく案内したわらべのところの身障者のところは鍵がかかってあかない、じゃ上まで行ってくださいとか、本当に何かこれはあのあたりに案内所か、やはり休憩所みたいなのがないと、これはやっぱり来た人に失礼だなという思いでこの質問をさせていただきました。

それと、看板が間に合わなければ、携帯をかざして音声案内ができる、今三の丸に設置してあるようなのを早目にしないと、お客さんは待つてはくれないので、やはり何かスピード感がないなという思いです。ガイドはもう勉強、勉強じゃなくて実践に入って、実際本当にやっただけの私を私は期待しております。ちょっと遅いなと。もし申請のときに、こういうのを申請して、もしかしたら指定になるかもしれないよと、オリンピックの手を挙げたのと一緒で。ああ、だめだった、残念だったということもあってもいいんじゃないか。その途中の夢というのは町民が見て、そして膨らみます、それもやっぱり夢の一種じゃないかなと思います。

そうすることによって、指定になったときに万歳、さあスタートで、もうガイドができ上がっている、何もという感じでスタートできるんじゃないか。だから、こういうふうに今度いろんな向こうから働きかけが来ているけれども、だから急いで今から用意をしようというんじゃない、本当にもう急がないとなかなか間に合わないような気がして、何かこういうまちづくりに関して、せっかくこういういいお宝を、大してスピード感がないなというふうに、恵まれ過ぎているのかな、いっぱいあり過ぎるのかなと思って見ております。

ということで、私たちが婦人層と話していたときに、公園内の飲食は難しいかもしれないけれども、休憩使用棟を建てて、そこでせっかくお見えになった方をもてなすことはできないだろうかということ、そしてそこでパンフレットを置いていたり、いろんな珍珠町全体、私も勉強したときに珍珠町の指定のところがたくさんありまして、そのパンフもありまして、それを見ました。また国指定と違って、いろんな箇所がたくさんあるな、先ほど課長がおっしゃられたようなあれで、本当にやっぱり早目に取り組んですべきじゃないかと思っております。そして、うんと珍珠町のよさをアピールするのはやっぱりスピードが必要じゃないかと思っております。

以上で、3番目の質問は終わらせていただきます。

それともう一つ、3番目の質問で言い忘れたんですが、玖珠高校がミヤマキリシマの保護に関する紙芝居をつくってくださっています。こういう紙芝居、本当にすてきな紙芝居、私も前の紙芝居を見たことがあります。こういうのをどんどん学校等でやはり見せて、子供たちに見せられたらなと思っています。

4番目の質問に移らせてもらいます。

4番目の質問は、前々回の質問の、河川敷の階段の手すりについてとスロープの手すりについてです。その後、どのようになっているんだろうかと思ひまして、質問を上げさせていただきました。その前に課のほうにお伺いいたしまして、これで手すり、河川敷の手すりは国の決まりで設置はできない、難しいかもしれないというご返事を前回のあれでいただいておりましたが、あの危険な状態を見たときにまだまだあきらめ切れずにいたところ、熊本の玉名に玖珠町と同じような河原の状態がありまして、そこにきちんと取り外しか下げるのかよくわからないんですが、ちゃんと丈夫な手すりが設置してありました。ラッキーと思って、これはすぐ玖珠町にお話ししないとと思って、一応課のほうにすっ飛んでお話に行きました。その後、どのような状況かお伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 議員ご質問の、河川敷の階段の手すりについて、河川敷を運動公園広場として教育委員会が玖珠土木事務所から占用許可を受けて管理しておりますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

玖珠川の河川管理は大分県が行っております。河川の堤防は、大雨などの洪水による災害を防ぐために築かれたものであります。玖珠川河川敷もそれに該当するものであります。前回も報告したとおり、再度建設課長と一緒に、建設課と一緒に土木に協議に参りまして、常設の手すりとなると増水時に手すりにごみがひっかかり、そのことが原因となり大災害が発生することも考えられることから、固定については許可できませんと、何ら変わりありませんでした。ただし、取り外しが可能な可動式ならば工作物の申請を出せば可能となります。

それについては、条件的には一番大事なことは、誰がそれを管理するのかということになります。それから、どういう方法で対応するのか、それから安全性があるのか等々が要求されることになると思います。設置者となる町の管理者が判断を求められることになりますので、ぜひ、先ほど言われましたように、あそこを利用上の、イベント時の人が殺到する、それから階段を降りるときに非常に危ないとかいうような安全性も考えまして、これからどういう形で設置するのか、設置の方向で協議をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子君。

○2番（大谷徹子君） 説明をお聞きし、安心しました。

すみませんが、先ほど3番目の国指定になったことについて、ちょっと1つだけ漏れて、発言よろしいでしょうか。

○議長（高田修治君） どうぞ。

○2番（大谷徹子君） 機関庫なんですけど、機関庫に毎年掃除に行きますが、あそこに子供さんはとも入れられないなど。子供連れでは危ないなどという思いをしました。私、線路側を掃除していたときに、汽車が来るから気をつけてくださいと言われてこちらに来たときに、があつと通って、これは危ないなど。そして、子供さんが木の向こうに行ったときは全く見えないんです。だから、線路沿いにはやっぱり何らかのフェンスか柵が必要、それでなお、それでなくても踏切を渡らないといけないという危険性がある。できたら河川、長刃のほうから道路が通れば、もうこれにこしたことはないという思いですが、そうでなければ、やっぱりあそこを一般に自由に出入りするには、ちょっと安全を考えたほうがいいと思ひまして、漏れた質問させてもらいました。そういう思いはなかったでしょうか。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 商工観光振興課のほうからお答えします。

豊後の機関庫につきましては、ここ十数年、保存委員会の方の動きに始まって、国の登録文化財になりました。本当に多くの方が今見えていただいております。ですが、確かに議員さんおっしゃいますように、踏切が2つあるんですが、どちらも遮断機がないということと、現在皆さんが通っているところは保線区等の用地の中で、通路ではないわけなんです。現在、JRのほうと協議をしております。ですが、過去において長刃側からの路線等も検討されてきているようですが、その当時いろいろ諸事情がありまして、農地の問題、駅前通りの振興の問題等があつて現在に至っているようですので、昨年に保存活性化委員会のメンバー、関係者の方々のご意見等も受けて、機関庫の屋根の屋上の防水整備を行いました。

あれをしておけば少々時間がかかっても大丈夫ということで、あそこまでは約2,800万円ほどかけて、半分は県の予算ですが、何とかさせていただきました。ここから先は人が寄りつけるような公園化計画とかについて、社会教育課、まちづくり推進課と早急に協議をしていきたいというふうには考えておりますが、何しろ建物の所有者として安全性、今回屋上防水にしたのは建物の安全性を考えてからのことですので、周辺の安全性も含めて、早急に、先ほど議員がおっしゃいましたが、スピード感を持って頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 説明を聞き、安心しました。どうぞ安全を第一によりしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 2番大谷徹子議員の質問を終わります。

次の質問者は、1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） おはようございます。1番廣澤俊幸でございます。

議員になってはや1年が経過をいたしました。その間、町民の方からいろいろとご意見があり、ご要望をいただきました。個別の案件につきましては、その都度、日常の中で処理をしてきました、対

応してまいりましたけれども、本日は町全体にかかわること、そういうご意見、ご要望について質問をさせていただきたいと思います。

最初に、総合受付窓口の件でございますけれども、現在は昼休みも窓口を開いて職員が交代で対応していただいていると。こういうことについては、皆さんから大変喜ばれております。まずは感謝を申し上げたいと思います。

さて、質問の背景でございますが、昼休みを活用できない、あるいは平日を活用できない、とりわけ町外に勤めている方、こういう方たちは活用できないですね。受付に来て証明書を取得することはできない。そういう方々から、休日に証明書が取得できるようなことを考えてくれないかと、こういう要望がございます。そういう方々の休日に窓口を開設する、してほしいという要望があります。この町民の声に行政はどうこたえられるか、お伺いをいたします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをいたします。総務課のほうから、行政組織の管理、また行政事務の総合調整という立場から、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

行政サービスにつきましては、これまでさまざまな指摘をいただく中で、その都度、職員に対する指導を含めて住民サービスの向上に努めてきたところでありますが、特に注目されます接客態度ですとかあいさつ、言葉遣い等につきまして、常に住民の目線ということで、町長からも再三、職員への注意喚起もされているところでありますが、心がけて接客、接遇に努めているところであります。

また、昼休みの時間帯におきます、具体的には12時15分から1時までの時間帯であります。窓口関係の部署以外でも全庁的に業務の受け付けについては行っておりまして、そのほかのいろんなサービスの対応として、高齢者向けのローカウンターの設置ですとか申請手続の簡素化、それぞれ事務の証明事務、申請事務等もあるわけですが、その簡素化については随時改善を行ってきているところでもあります。

さらに、先ほど議員さんのお言葉にもございました総合窓口でございますけれども、本年度よりワンストップサービスということを目指しまして、5月7日から1階南側フロアの改修にあわせて総合窓口係を設置、新設をいたしました。総合案内業務や証明発行などを1カ所で対応できるということで、改善をいたしたところでございます。5月7日からですので、まだやっと2カ月目に入ったというところで、まだまだ不慣れで不十分な点もあろうかと思いますが、今後より一層の利便性、サービスの向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

議員ご指摘の休日受付窓口の開設についてであります。現在のところ死亡、出生などの届け出業務の受け付けにつきましては土、日、祝祭日にかかわらず対応いたしております。また、住民票、印鑑証明を初めとして、税務証明など、平日に来庁できない住民の方のために、事前にご連絡をいただくということで、土、日、祝祭日でもご本人が来庁できれば交付可能ということで行っております。引き続き、広報くすですとかホームページ等で周知を図っていききたいというふうに思っております。ホームページ等でも税務証明等の内容についてはまだ載っていない状況もございますので、この点に

ついて今後改善を図っていききたいというふうに思っております。

なお、土、日、祝祭日の開庁、それから平日の時間延長についてもご質問の趣旨だというふうに思いますが、玖珠町の休日を定める条例、さらに玖珠町の執務時間を定める規則、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則などによりまして、休日を除き8時半から午後5時までというふうに勤務時間の規定がなされております。改正をする場合は十分な検討が必要となるわけでありまして。

県下の状況といたしまして、一部の自治体におきまして、限定された部署での時間延長ですとか、試行的に土、日の開庁を実施したところもあるというふうに認識をしておりますが、行ったり取りやめたりと試行錯誤の段階ではないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、具体的なデータを持っておりませんが、土、日の開庁の実績につきまして、お聞きしたところでは、実数的には少ない利用であるというふうにお聞きいたしております。今後の要望が多くなればよいと思いますか、先ほど言われたそういう実態の中でご要望もあろうかと思いますが、当分の間、休日の受付窓口の開設につきましては、現行の体制で行っていききたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 事前連絡という形で住民票なんかを取れるというんですけれども、これは連絡をやったりしないでも取れる仕組みをつくるほうがサービスの向上だと思うんです。それから、休日の条例とか勤務時間の規則、こういうのはやっぱり環境の変化に伴って変えればいいんですよ。できないことを言うのは簡単なんです。汗を流さなくていいんだから一番簡単なんです。できるようにするために汗をやっぱり流さなくちゃいけない、知恵を出さなくちゃいけないんです。ぜひひとつこの辺も考えてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えいたします。先ほどのお答えの中にもありましたとおり、現状の中において、全国的に住民サービスの向上についてはいろんな手法が検討され、その対応をされているのも現実的であろうかと思っております。今後、十分状況を判断した上で検討していききたいと思います。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） ぜひ前向きに検討していただきたいとお願いしておきます。

次に、防災の施設、とりわけ消防詰所でございますけれども、この土地取得にかかわる費用の負担について質問をさせていただきます。

言うまでもなく、行政の最大の使命は町民の命と財産を守ることです。その生命と財産を守る防災の拠点である消防詰所の土地の取得は、地元が購入して役場に寄附をするという形式が今日までとられているようでございます。私は、この話を聞いたときに、防災の拠点である消防詰所の土地の購入をなぜ地元が負担をしなければならないのか、甚だ疑問に感じております。すなわち消防詰所というのは、行政の最も使命である町民の命と財産を守る一丁目一番地だと思うんです。したがって、土地の取得から詰所の建築まで費用を行政が負担をするというのは当然じゃないかと私は考えており

ます。今まさに防災に対する国や国民の意識というのは高まって、緊急かつ最重要課題として、行政のあり方が全国的に、あるいは世界的に問われております。21世紀も12年目に入りました。私は、今までの仕組みは悪しき慣習とまでは言いませんけれども、時代の要請に合わない慣習だと思っております。従来の考え方を変更すべきと考えております。

そこで、お伺いをいたしますが、本来土地の取得はどこが負担すべきなのか、原則的な考え方、執行部の考え方をお伺いいたします。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 消防の担当ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

消防団は消防署と同様、消防組織法第9条並びに市町村条例に基づき、それぞれの市町村に設けられる消防機関でございます。玖珠町においては現在4方面隊31部で構成し、454名の団員で組織しております。ご承知のとおり消防団員は、本業を持ちながら、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、郷土愛護の精神に基づきまして地域の安全と安心を守るために、消火活動や災害対応はもとより行方不明者等の搜索活動等も行っており、そのための消火の基本的な操作の習得、それからポンプ操法等の訓練も定期的に行っているところでございます。各地区消防団の拠点であります消防詰所につきましては、毎年度予算の範囲内ではございますが、1棟ずつ建て替えを行っているところでございまして、31部ありますので、約30年で建て替え等を行うようなケースとなっております。

議員ご質問の防災施設、とりわけ消防詰所の土地取得に係る費用負担についてでございますが、防災施設は公共の利益となる施設でございます。その土地につきましては、憲法第29条財産権の規定の「財産権は、これを侵してはならない。」、また「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」というのが基本ではございますが、消防団は地域密着性が高く、活動も地域性を有しているところから、消防詰所建設のための土地につきましては、これまで地元で用意し、町へ寄附していただくというような形をとっており、お願いしているところでございました。

また、このことにより、消防詰所建設に対する地元の理解や協力、熱意等が醸成され、地域防災の機運の向上も期待されるところでございますので、担当課といたしましては、原則として今後もこれまで同様の対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、寄附をいただいた土地の所有権移転登記等に関する事務につきましては、町で行っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 町民の命と財産を守る基本的なところを、やっぱりもうこの2012年になったら変えないといけないと思うんです、私は。従来のままの話でずっと来るんですか。役場のOBにも私は聞きましたよ、何でそういうことになっているんですかと。昔は財政が非常に厳しかったと。それで、何とか地元をお願いしてきたと。本来は町がやるものだと、OBはそう言っているんですよ、



基本的な考え方、原則論として。この原則を変えないというんですが、変えてもらいたいと私はお願いしているんですが、どうなのでしょう。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 原則論ということでありまして。確かに地方自治法、地方財政法、具体的には地方財政法になろうかと思いますが、住民への負担転嫁の禁止の項目もございまして。その中で、この消防詰所の用地についての取り扱いについては、これまで地元からの寄附ということで来たわけで、任意の寄附ということの取り扱いの中で来たわけでありまして。原則論として、そこを町としての、行政としての取得にならないかということもございまして、各自治体の状況も見てみますと、施設、設備について補助金で対応している町もまだたくさんあります。全額町費としてやっている自治体もございまして。

それぞれの自治体の状況において現時点があるというふうに認識しておりますが、町においての施設、設備については全額公費で行っているところで、用地についての取り扱いが、今のところ、そういうこれまでの経過の中で継続してきているというところでありまして、当面、消防詰所の用地の取得については現行の体制でいきたいというところでありまして。お願いします。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 繰り返しになりますけれども、町民の命と財産を守る基本的なところなんですよ。ここに予算化しないというのはおかしいじゃないですか。もう少し検討してみてくださいよ。よそがやらなくても玖珠町やってもいいじゃないですか。ああ玖珠町いいな、安全だな、財産を守れるなど、住民を増やすことになるじゃないですか。そういう売りのキャッチフレーズになるんですね。みんなやっぱり安心して安全で暮らせるところに人は住むんですよ。今まで来たからとか、できないことを並べられちゃ困るんです。私の基本姿勢というのは、やっぱり変革なんです。時代に合わないことは変えないと、企業がどんどん倒産するのと同じように町も廃れていく、町民もいなくなるんですよ。ぜひひとつこれは前向きに検討してもらいたいということをお願いしておきます。

次に、久留島武彦研究所についての質問をさせていただきます。

久留島武彦研究所が発足しましたけれども、私自身、概況がわからなかった。したがって、教育長にお伺いをして、いろいろとお話をさせていただきながら大体のことはわかりましたけれども、町民はわからないというような意見もございまして。そこで、研究所設立の目的と役割、すなわち何を何のために研究し、研究のアウトプットは何か、これについてお伺いをさせていただきます。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 研究所の設置にかかわらせていただきましたので、私のほうから、あくまで教育、文化の側面からお答えをさせていただきます。

久留島武彦先生の偉大な業績をたたえ、玖珠町が童話の里をまちづくりのテーマとして掲げてより、既に半世紀近くが経過しようとしております。この間、昭和50年、国土庁の調査が入りましたし、54年には先ほども、大谷先生の質問にお答えをいたしました。童話祭会場も大きく拡大がされました。

同じく6年には町民参加のシンポジウムも開催をされましたし、59年、まちづくりの中核施設としてのわらべの館の建設がございました。また、昭和60年には、町民憲章が制定をされております。このように、50年代を中心に、玖珠町は内外の関心を集めながら、町民参加のもとに童話の里のあるべき姿を模索してきたところでございます。

しかし、少子高齢化、低成長経済への移行という時代背景の中で、町民の童話の里づくりに対する機運が徐々に薄れていったことも否定できないというふうには思っておりますが、我々、童話の里とはと問われてちゅうちょする町民は少なくない、我々職員も同様の部分があるわけでございます。しかし、童話の里を看板に掲げる以上、抽象的な理念をより具体化し、町民にもわかるようにビジョンとして未来像を示すことが大切であるといえますか、行政の使命であろうというふうには思っております。そして、町の振興につなげなければならないわけでございます。

童話の里は、町民憲章がうたうように心の文化であり、教育、人づくりであるというふうには思っておりますが、幸い21世紀は心の時代と言われております。日本人が忘れかけていた心、物から心へ戻ろうと望んでいるというふうには考えます。童話の里は、現代が求める住みたくなる町でありたいというふうには思います。その願いを込めての研究所の設置であったわけでございます。研究所は久留島武彦翁の原点に立ち返り、児童文化の意義を再確認するとともに、あわせていかに町民の生業、なりわいに結びつけるか、そして町の振興を図るかについても研究をして、提言ができたというふうには思っております。

二、三、具体的なことを申し上げますと、まず1つ目に、久留島武彦先生の原点を知るために、講演、童話活動、著作の研究資料収集、そして町民自身にも知っていただくために久留島武彦学講座、今もしておりますけれども、それから著作の現代語訳、それから学校、公民館、職場等に出向いた久留島学の出前講座、さらに講演会、研究会の開催もしていかなければならない。それから、やはり町民のなりわいに結びつけるためには、久留島武彦先生から童話の里を導いたわけでございますので、やはり全国版にするための活動もしなければならぬわけでございまして、全国語り部大会も来年からは大きくイメージアップを図ることになっておりますし、ホームページの立ち上げもしなければなりません。

さらに世界への発信、メルヘン村の開設、それからAPUなど留学生との交流、あるいはまた韓国との交流、研究所所長は韓国出身の文学博士キム・ソンヨンさんでございまして、韓国との交流、さらに進んでデンマーク・オーデンセとの交流、これも将来的には日程に上ってこようかというふうには思います。そういう部分で、祭りから、あるいは童話からまちづくりへどのようなことが考えられるかを、農林、商工観光、教育、福祉、環境などのかかわりも含めながら、最終的には研究され、まちづくりに提言ができたというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 目的、それから役割についてはよくわかりました。心の時代への挑戦から、

こうした研究のものを全国的に、あるいは世界へ発信していこうということで、ぜひ玖珠町に外部からたくさんのお客さんが来るようにしていただきたいなと思っておるんですが、今、教育長が申しあげましたような研究の成果、これをまちづくりにどういうふうにつなげていくのか、この辺についてお伺いをしたいと。

なぜこの質問をするかという、実は森町の街なみ環境整備事業というのを前やってみたいですね。このときは九大の研究班、久留米大学の研究班がいろいろと携わったようでございます。そのときの調査、それから報告書を見ますと、抜粋ですけれども、町並みは整備されたが、それを活用したまちづくりという概念がないため、町並みが持つ城下町としての価値が生かされていないと、こう書いてあるんですね。それから、祇園祭りや軒先市でそのときは賑わっているものの、ほとんどが地元の住民で、それ以外の日はほとんど人がいないとつづっているんです。つまり、多くの予算を投入したんだけど、街なみ環境整備事業はやられましたけれども、町外からのお客を誘発して外貨を稼ぎ、地域住民が潤い、結果として税収を増やすということにつながっていないということを言われているんですね。

もう少し簡単に言いますと、街なみ環境整備事業というのは文化事業だけに終わって、経済活動に生かされていないよということを行っているんだと思うんです。せっかく研究所立ち上げて、世界に発信して、文化の町、童話の里玖珠町というのを引き合いにまちづくりをやっていかない手はないと私は思うんです。そういう意味から、この文化事業をまちづくりにどう生かすかということについて、お伺いをいたします。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） まちづくり推進課のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

街なみ環境整備事業につきましては仰せのとおりでございます、現在も行っている事業でございます。さらに、もう2年間の延長が現在決定されているところでございまして、現在継続中の事業ということでございます。

それを含まますところの久留島武彦研究所のまちづくりについてでございますけれども、先ほど教育長のほうから、研究所の設置目的につきましては詳しくご説明がありました。その中で、まちづくりへの提言という項目も研究所の大きなテーマになっております。本年、発足してまだ間もないわけでございますけれども、1つには、5月4日、5日には既に久留島武彦の世界展、これを新しい自治会館のほうで行うという提言がなされまして実現をしたところであります。これは、童話祭と関連づけまして、やはり町外の方、もちろん町内の方に対してでもありますけれども、久留島武彦の精神を訴えていこう、そういうことでございます。

街なみ環境整備との関係でございますけれども、古い城下町の姿を残し、いわゆる久留島武彦の精神をどう生かすか、ここにつきましては、久留島武彦研究所のみの提言ではなくて、やはり商工観光ですとか、あるいは環境的なもの、これは水路のこと等あるんですけれども、住環境の整備なども含

めまして、やはり一体的に考えていく必要があると。さらには、久留島武彦が幼いころに過ごした三島庭園なども当然ございますので、そういったところを一体的に今後も整備に努めてまいりたいと、そういうふうに思っております。久留島武彦研究所のほうから今後落とされてまいりますまちづくりへの提言につきましては、まちづくり推進課といたしましても積極的に取り上げて、可能な限り実現に努めてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） そうしますと、文化事業をやった後の活用については、まちづくり推進課と、あるいは商工観光課が一緒になってやられるという理解でよろしいんですね。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 総合的な行政の創生事業につきましては、まちづくり推進課のほうで行いまして、関係課と事業の遂行を図ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） せっかく研究所が立ち上がって、そして世界に発信していく、日本の隅々まで発信していく、そして多くの国民の皆さんに関心を持ってもらうというような、いろいろな企画をされて、教育委員会、社会教育課のほうではやられていると思うんですが、ぜひこれをまちづくりのほうにも生かしていただきたいということをお願いしておきます。この一番問題は、やっぱり町が衰退したら困るのですよ。最終的にそのツケが来るのは町民ですからね、このまちづくりに生かす行動をぜひお願いしておきたいと思います。

次に、わたりについて質問をさせていただきます。

わたりについては、昨年9月の一般質問で、人事考課の提案に絡めて、理に合わない悪しき制度はなくすべきという指摘をさせていただきました。言いつ放しとか聞きつ放しは、緊張感をなくしてマンネリに陥るだけです。指摘した以上、私にもチェックをする責任がございます。このわたりについては、朝倉町長在任時の産物ではなくて、是正をしなければならないことについては同情をしますけれども、町民からも批判はございます。こういう悪しき制度については一刻も早く正さなければ、町民の不信感はぬぐえません。

そこで、お伺いをいたしますが、わたりはなくなったんでしょうか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをいたします。その前に、わたりについての考え方といいますか、について若干述べさせていただきますので、お答えをしたいというふうに思います。

わたりとは、級別職務分類表が、それぞれ職務と給与の等級があるわけですが、職務を明確に分類したものとなっていない場合、あるいは1つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合、また、国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付が、国家公務員の本省の格付を超えている場合など、総務省が原則的にわたりとしての基準として示している内容であります。

現在、玖珠町の職員の給与につきましては、国の行政職俸給表（一）の10等級制のうち7等級を取り入れて、人事院勧告に準拠した形で運用を実施しております。玖珠町における職務分類表、これにつきましては、玖珠町職員の職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条に、級別職務分類がございますが、そこで明確に定めております。この職務分類表の中において、4つ以上の級にわたる格付ですとか、職務分類表に適合しない級への格付等は存在はいたしておりません。また、市町村の場合、国の組織構成と異なる面もございます。課長、係長の職責も国の官職とは業務内容が異なる面もございますので、これまで町の解釈といたしましては、現時点における職務分類表における格付において、わたりには該当しないとして認識をしてきたところであります。

しかしながら、給与制度の運用によって、特に現行の今の玖珠町の分類表の格付において、上位級、6級以上ですね、6級以上の構成比率が過大な傾向にあって、実質的にわたりと同一結果と判断されるということから、必要な是正措置を講じるよう、これまで指摘も受けてきたところです。したがって、平成23年の給与条例の改正にあわせて級別職務分類表を一部改正いたしました。その級別の構成比率を見直すために、全職員の昇給を停止、それから係長級の職員の格下げによりまして、6級以上の構成比率を33%から18%に是正をいたしたところであります。あわせて同一級内での給与の引き下げを実施するなど、いろいろ指摘をされた内容の改善に具体的に取り組んできたところであります。

しかしながら、マスコミ等で報道されたとおり、玖珠町はわたりが完全に解消されていないという自治体に位置づけられていますので、残された課題といたしますか、早急にその整理、改善に向けて努力をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 格付というのは、仕事の質、それから責任の重さ、これによって給料の格付はされなくちゃおかしいと思うんですね。ここはもうはっきりしておきたいんです。私も人事制度をいろいろやってきましたんで、同じじゃない、質と責任の重さが違うのに同じ給料の格付をするというのは、絶対どんなことがあってもあってはならない、そういうふうに思います。いろいろ6等級以上をされたとか言いますが、やっぱりこの仕事の質と責任の重さが違うんだったら給料は改めていただきたいと、これは早急にやっていただきたいと、そういうことをお願いしておきたいと思うんです。

それから次に、組織へ移りますけれども、4月以降、新しい組織で課長補佐という職位ができました。簡素で効率的な組織を標榜する朝倉町長の考えとはちょっと違うんじゃないかと私は思っているんですよ。途中で階層ができると、それを通さなくちゃいけないから無駄が発生する。今まで部下が1人、部下という表現よくないですが、職員が係長、課長に報告すれば済んだものを、それがまたできるということは無駄が発生するわけです。町民の中には、わたりをなくすために称号として課長補佐というのを設けたんじゃないかと言う方もいます。組織運営上、課長補佐というのは本当に必要な

のかどうなのか、課長と課長補佐の職務権限の違いについてお伺いをいたします。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。課長と課長補佐の職務権限と責任の違いというご質問であります。

先ほど玖珠町職員の給与の職務分類表の課題もあったわけですが、職務分類表におきまして課長補佐の職が定められております。これまで玖珠町役場としては、ほとんどその課長補佐の任命行為、少しの期間、課長補佐を置いた時期はございましたが、ほとんどこれまで任命行為がなかったのが現実であります。しかしながら、行政のいろんな事務対応を含めて、近年の組織統合、課の統合ですとか兼務辞令等に伴う課長職に対する業務量が増加している、機構改革によって兼務課長の職ということになるかと思いますが、本年4月の組織機構の再編にあわせまして、3係以上を所管する比較的大きな課ですとか、あるいは出先の教育機関に属する係長級の職員10名に対しまして、課長補佐兼務の役職を発令したところであります。

課長補佐の権限につきましては、例規の中、玖珠町事務組織規則の第6条に課長補佐の職、そして第9条に課長補佐等の職務及び権限の規定がございます。内容ですが、課長補佐は、所管業務の直接の遂行者として課長を補佐し、必要あるときは代理し、課等の方針に基づき所管事務の適切な進行管理、または他の課との連絡調整に当たるものとして、具体的には6項目の職務権限が示されております。

課長と課長補佐の職務権限と責任の違いというところでございますが、玖珠町事務組織規則第8条には、課長等の職務及び権限の規定がございます。その違いで見ますと、所管業務における厳正な執行と部下の指揮監督、そして部下職員の服務規律の徹底及び能力開発と指揮の高揚に努めることなどが、課長補佐にはない課長の職務権限とされておりまして、管理監督者としての課長の職務権限とされておりまして、

以上であります。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 先ほど、課長補佐をつくるということは反対の方向じゃないかという廣澤議員のご指摘じゃないかと思えますけれども、基本的に昨年は課を減らしたわけなんですね。そして課を減らして、そして課の課長の仕事が非常に多くなっている。じゃ、課を増やせということの質問になるかと思うんですね。

なら、課を減らして、結局その課長に任務が非常にかかってくるため、課長補佐ということで、1係だったら課長補佐なんか要らなくて課長でいいんですけども、1課に財政とか総務とか管財とかいろいろなところが、財政課と総務課が1つになったと。じゃ新たにまた戻せばいいということになりますけれども、それは課長補佐は給与的に課長の給料じゃないということを含めて、やはり課長1人では仕事が非常にきつくなるという意味で、課長を助ける、そして係長、いわゆる課員と係長と課の課長との連携をよくするという事です。決して組織をスリムするためにあれじゃなくて、むしろ

連携をよくすると。いかに、そういう廣澤議員のあれだったら、また課長を増やすということになれば、課長補佐なんか置かなくていいんですけども、課長補佐をおいて課を円滑に動かすという意味で、課長補佐ということを置きまして、少しでもスムーズに事務ができるようにということで置かせていただきましたから、誤解のないようにご理解していただければと思います。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 課を僕は増やす、むしろそちらも減らしていかないといけないだろうと。要は効率的な組織ということになると、もうフラットでそれぞれの人が責任を持てるような感じの組織にするということですから、課を増やせという話を言っているのではありません。事の本質というか背景については、先ほど申しましたように、わたりの処遇の一つとして設けられたんじゃないかと、こう言う方がいますので、あえて質問をしたんです。

もう一つ質問しますけれども、今、帆足課長から説明がありましたけれども、課長の代理という職務権限もあるという話を聞きましたけれども、そうすると当然課長補佐は非組合員ですよ。非組合員でよろしいんですか。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 非組合員です。いや、組合員です。すみません、訂正いたします。管理職、課長補佐ということで、管理職としての位置づけではなく、言われる中では組合員です。管理職ではございません。そして、業務的にいろんな会議出席等、課長、先ほど言ったように多くの課での統合により課が、係が多くなったとき、いろんな業務的に会議出席等ございますが、課長補佐としての立場で出席をしていっているところであります。

以上です。

○議長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 大変苦しい答弁みたいなので、私からすれば、課長補佐はもう組合員じゃないのじゃないのと思うんですけどね、その辺はもう一度職務の内容、仕事の質、それから責任の重さ、こういうのをよく検討していただいて、整理をしていただいたほうがよろしいんじゃないかということをお願いしておきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、課長と課長補佐は当然賃金にも格差はあるんですよ。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

課長と課長補佐の賃金の格差といいますか差につきましては、具体的には玖珠町職員の職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条によりまして、級別職務分類表において課長補佐の職務は6級に分類され、課長の職務は6級、7級に分類されることです。このことから端的に申しますと、給料表の等級格付が異なる、下位での格付、課長より課長補佐のほうは下位での格付ということになりますし、さらには課長補佐は、先ほどのご質問もありましたが、管理職に当たらないために、管理職手当の支給がないというのが大きな違いになるかと思っております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 廣澤議員もご承知のとおり、役場の仕事は非常に何々の会議、ピーマン部会とか何とか部会とか、何々の部会、非常に必ず呼ばれるわけなんです。町長が呼ばれるか課長が呼ばれる。それでもいろいろ係がありますから、課長では対応できないとき、役場から誰も来ないというところを課長補佐が、そういう意味で課長の代理として行っていただいているということで課長補佐である。給与的には管理職手当はついていないという状況でございます。

○議 長（高田修治君） 1番廣澤俊幸君。

○1 番（廣澤俊幸君） 以上で、今日の私の一般質問は終わりますけれども、ぜひ昨年9月に最後にお願ひしましたように、やっぱり役場は町をリードする部署なんです。町民の意見を積極的に、受身ではなくて、むしろ積極的に取り入れて、今後の行政に当たっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議 長（高田修治君） これで1番廣澤俊幸議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時43分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） こんにちは。7番河野でございます。

今回、24年度第2回の定例会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。議長のお許しをいただきまして一問一答形式でさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、玖珠町の教育施策、子育て支援等についてお伺いしたいと思いますけれども、まず1番目に、3月議会で質問しました奨学金制度の奨学金と剣道の学習状況についてお伺いします。

奨学金制度につきましては、この前の議会の中では、理事会においてできる限りそういう方向で進みたいということで、高校生に対しても奨学金を出してもらえるように頑張っていたということでしたけれども、どのような結果になっているか、また状況をお聞かせしていただきたいと思います。

○議 長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 私が本育英会の理事ということになっておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

財団法人玖珠郡育英会は、大正13年と歴史も古く、約90年近くにわたって奨学資金の貸与で玖珠郡教育の振興に寄与してまいりました。記録に残るだけでも昭和38年以降で、1,359名、約5億円が貸し出されておまして、多くの学生が恩恵に浴しておるということでございます。



高校生に対する貸与についてでございますけれども、平成23年、そして今回24年と理事会において議論をさせていただきましたし、九重町に事務局がございますけれども、そちらともかなり議論をさせていただきました。結論といたしましては、貸与は大学生のみとして、高校生は当分の間、不本意ながら中止とすることになったわけでございますが、その経緯です。

本育英会は、九重町の山林業足立正平氏と九州電力の寄附金を元資に財産運用利息を積み立てて運営をしてきたわけでございます。特に、バブル崩壊後の低金利で基金利子収入が激減をいたしました。新たな増資、寄附金は、平成15年に教職のOBでございました玖珠町森の小幡公子さんより浄財2,500万円の寄贈があったのみで、大変苦しく、運用資産を取り崩しても、なおかつ長期の見通しが立たなくなったという現状がございました。そういうわけで本年度より、先の議会にお願いをいたしましたけれども、両町への補助金をお願いしたところでございます。毎年500万円ずつ、両町から500万円ずつ、1,000万円、10年、1億円の資金が増ということでございます。

その一方で、不景気を反映して保護者家計の悪化、苦しい状況が多いわけで、貸し付けに対する希望者も逆に増加をした、そういうことで、いよいよ貸与金額がアンバランスになってきたわけでございます。もともと返還金を貸与金に回す循環方式で運営をしておるわけでございますけれども、貸与期間は、高校生3年、大学生4年と、今度は貸与期間が三、四年に対しまして、今度は償還期間が10年ということで、さらにバランスがマイナスに崩れることになったわけでございます。

このような中で、貸与人数の制限が以前から議論をされてきましたけれども、平成22年度から高校生の授業料が無償となったわけございました。これに伴いまして、育英会の主たる目的は学費に対する援助ということでございますので、不本意ではございますけれども、25年度以降、高校生の募集を当分の間停止と、大学生12名に制限することとなったわけございまして、高校の授業料がこの先どういふふうになるかわかりませんが、万一有償化になった場合には、貸与についても再度審議をしていただくと。そしてまた今後、高校生貸与に対する議会初め町民の方々の強い動き次第では、また両町議会等で議論をしていただくことになるだろうというところで現在推移をして、新年度を迎えたわけでございます。

そういう経過ですが、どうぞご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） もし高校生まで借りるとしたときに、大体どのぐらいの費用が必要かというようなことは話し合われましたか。

○議長（高田修治君） 本田教育長。

○教育長（本田昌巳君） 事務局から会議のときに提出された資料によりますと、これ推計なんですけれども、24年度、高校生を仮にこれまでどおりといいますか、10名程度、大学生15名程度で推計をいたしますと、平成26年にはマイナス179万5,000円。25年度以降、高校生、今のマイナスでございますね、高校生を貸与しなくて大学生15名で推移したときも、28年にはマイナス438万9,000円。そういうわけで、25年度以降につきまして、高校生をゼロと、大学生を12名で推計をいたしますと、今の返還

金等からのバランスで黒字で推移をするという、そういう予測の上に先ほどの結論に至ったわけでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 財政状況はよくわかるんですけども、この金額にしても、両町で何とか頑張れば何とかなるんじゃないかな、現在の高校無償化ということで授業料は免除になっているかもしれませんが、やはり生活面においてもかなり厳しい人もいらっしゃると思います。これも高校あたりの実際の先生から、やはりそういうのはぜひ残して欲しい、子供たちが困っている状況があるからというような話がありましたので、できたらそういうような方向で、もう一度、両町でよく話し合っていていただけたらなというふうに思っております。

それから、剣道のほうなんですけれども、実際これまで、4月から始めまして、どういうふうな感じで進んでいるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 生徒の学習内容に関するご質問でございますので、私のほうで答弁をさせていただきます。

ご案内のとおり、中学校では、本年4月より新学習指導要領が全面実施されまして、保健体育科において武道が必修化されました。これは、伝統や文化に関する教育の充実という考え方に立つものであります。具体的には、中学校1年生、2年生は必修で年間10時間程度、3年生は球技と、それから武道の中から選択をして10時間程度というふうに規定をされております。

本町では、剣道を指導することになっております。中学校での保健体育の授業の中でのねらいは大きく3点ございまして、1点目は、基本的な動作やわざを身につけて、勝敗を競う楽しさや喜びを味わうこと、2つ目に、相手を尊重する態度を養うこと、そして3つ目に、何といたしても武道の基本的な精神である礼を学ぶこと、以上の3点であります。このねらいに即して、各学校では安全面に十分配慮しながら年間の計画を立てているところでございます。

ご質問の現在の学習状況ですけれども、町内各中学校では、生徒の衛生面等を考えまして、2学期後半から3学期といった余り汗をかきにくいというか、そういう時期に指導要領に示されたとおりの時間配当をして、指導するように計画を立てております。

今、議員のご質問のとおり、学習状況がどうであるかということにつきましては、私どものほうでも新しい分野でありますので、年度末には必ず今回のこの武道の各学校での指導がどのようなであったかということをつぶさに把握をしまして、これからの指導に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひ、この目的にありますね、今言われたようなことをできるだけ子供たち

に教えていただきたいな、そして、やはり規則正しい子供たちができるようにやっていただきたいと思いますので、先ほど衛生面を言われたんですけども、暑いときに汗をかくのも結構いいんじゃないかな。その防具の手入れなんかもあるかもしれませんが、やはり汗臭いところもあっていい。その辺を学校のほうで、防具が常に新しければいいというようなものではありませんし、どんどん使っていただいて、必要ならまた購入していただいて、やっていただくぐらいに、せっかく武道としての剣道の考え方でやられるのなら、ぜひそうやってほしいなというふうに思います。

次に、2番目、幼稚園児、中学生のバス通園、通学の補助についてお伺いします。

中学生のほうは、前回、大谷議員も聞かれていましたし、この前、山浦が北山田に来るということで、その辺の心配もあったんですけども、その辺はちゃんと町のほうで手当てされているというようなことを聞きましたので、安心しているんですけども、もし間違っていたら話を聞かせていただきたいなと思いますし、幼稚園のことについてでございます。幼稚園が今、森と塚脇、そして北山田、3カ所になっていると思うんですね。八幡のほうは今は休園というか、ない状態だと思いますけれども、結構これも遠いところから来るような玖珠町の状態になっているんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、私がこの春ごろ、ちょっと森のほうに行って話を聞いたときに、何で小学生に対しては通学費が出るのに、同じところから同じところに行く幼稚園児には何で通園費を自分たちが出さなならんのだろうか、そういうような話を聞きました。私も、話を聞いてみて、おかしいな、それは民間の施設だったら迎えに来てくれるとかいうのもあるんですけども、私立でバスとかで通ってくる場合に、せめて小学生が無料なら幼稚園の人たちも無料であつてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

それで、ほかの地域のほうも調べました。調べたところ、やはり幼稚園児に関しては通園費は出していない、幼稚園の方は保護者の方がお金を出しているということでございます。この辺はちょっと矛盾があるんじゃないかなと思うんですけども、どんなふうにお考えですか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 幼稚園、中学生のバス通園ということで、通学補助ということでございますが、先に中学校でございますけれども、山浦中学校につきましては、ここにつきましては休校ということで、この4月より山浦中学校の生徒さんは今北山田中学校に通学をしております。登校時には路線バスを利用し、下校時にはちょうどいい時間帯のバスがございませんので、タクシーを利用して下校しておるということでございまして、去年も6キロメートル以上ありますから、遠距離通学費補助によりまして対応しておるところでございます。

それから次に、幼稚園のことでございますが、この遠距離通学路補助は、町のほうでは玖珠町立学校児童生徒遠距離通学費補助に関する条例並びに同施行規則に基づいて行っております。この条例、規則には、対象者が小学生3キロメートル以上、中学生6キロメートル以上ということでの補助対象ということになっております。幼稚園につきましては、幼稚園児ということになりますと、もう一点、

玖珠町立幼稚園通園路線バス定期券補助規則がございまして、これに基づいて実施をしておりますけれども、これは、幼稚園再編計画によりまして休園となりました八幡幼稚園の区域に在住する幼児が、他の町立幼稚園に通う場合にということで対象にしておる規則でございます。

こういったものでございますけれども、先ほど議員が言われたように全幼稚園に補助対象を拡大というよりも、対象にするということになりますと、幼稚園がまず義務教育ではないということ、それから同年齢で他の保育園等に通う幼児との不均衡、ここらあたりをどう考えるかということになりますので、現在のところ、こういった点からは実施がされておらないというところでございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 民間の保育園、幼稚園等に関しましては、各施設が送り迎えするようなシステムになっていると思うんですよ。義務教育でないとはいえ、町の町営の幼稚園で学校と違うような扱いにするべきじゃないんじゃないかな。やはり小学生よりもまだ小さい子供さんたちが通園する、これに対してはやはり同じような考え方でいいんじゃないかな。

民間は民間なりのやり方で、それぞれやっていると思うんですよ。ただ、民間のことまではこっちは口は出せませんが、町営に関してはやはり私たちも直接関係しているので、ぜひ、条例があるかもしれませんけれども、条例を変えるぐらいは、それはもう簡単と言ったらなんなんですけども、すぐにできる話じゃないかな。そういう決まりがあるからといってずっとそれでいかれるんじゃないかと、こういう話が出たんだから、即改正できるところは改正する。前聞いたときに、幼稚園の通園距離ですか、どのくらいまでが大体歩いていけるとかいうふうに考えられているんですか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 幼稚園の距離という質問でございますけれども、小学校あるいは中学校は通学区域というものが決められておりますけれども、幼稚園につきましては、私ども町立の幼稚園はどの区域がこの幼稚園の区域ですという定めがございません。全町すべてが、どの幼稚園も対象になっておるところでございます、先ほど言われましたようにこの区域の距離がどのぐらいかというのは、そういう基準は持ち合わせておりません。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今話をしていく中で、これは執行部のほうにも関係あるので、町長として、特に町長、常に人材育成、童話の町、子供の町、玖珠町、そういう考え方の中でいかれて、今この私が言っている対象の園児たちの人数と費用的に考えたときに、どのくらいのコストになるのか。恐らく計算してもそんなに大きな金額にならないと思うんですけども、いつも町長が言われる言葉の中で、本当に子供たちにとって優しい施策、子育てしやすい政策、そういう面を考えたときに、町長は今の話を聞いてどんなふうにご考えられましたか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

先ほど教育総務課長がお答えしましたように、義務教育でないということと、同年齢で保育園に通

う幼児との不均衡があり、基本的には公平性が保てないことが一番重要じゃないかと思っています。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 公平性という観点から、やはり小学生と幼稚園生でさほど変わりはない、そういつたときに公平に考えられるなら、同じように通園費を支払う、補助してあげる、そういうようなことを考えてもいいんじゃないかと思うんですけれども、条例とかなくしてしたときに、町長、個人的に考えたときに、子供の町として、童話の里の玖珠町の子供の町として、町長はどんなふうに、もう一回、考えますか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には平等じゃなきゃいけないと。そこに、私立の幼稚園に通っている人は私立でやって、公立としては出すというと、小学校と中学校、幼稚園の中でやはり考えなきゃいけない。この人に出すと、私立にも通っている、そこに公平性が保てない、そこだけです。条例とかじゃなくて、いわゆる幼稚園児における公平性をということで、説明がつかないんじゃないかと思えます。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 私立と町立の差があるということであれば、同じように両方とも町のほうで補助を出してあげる、その辺のお気持ちはありますか。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） ちょっと私それ、私立幼稚園の経費がどういうふうになって、その経費でどう運営しているかわかりませんが、そこがちょっと把握できませんから、同じように出して、じゃ上乗せして全部出すということになるか、ちょっとそこは私わかりませんから、この場でお答え、ちょっとできません。

○議 長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 議員おっしゃられるように、よく保護者の心情等も理解を私はできると思っておるんですが、ただ、やはり先ほど言われましたように、通園する場合に、小学生に比べてやはり小学生でも高学年と低学年でも差があるように、幼稚園児の体力の差があつて、やっぱりこれには時間がかかるという問題もございますし、昨今の通学にあたっての車での交通事故とか、そういう部分もございまして、一体そういう安全なものはどうなのかという観点も必要ではないかというふうに私も一つは考えるところがあるんですけれども、先ほどのように小学生が3キロですから、同じように同じ時間で通園できるかという問題も、先ほど言いましたようにありますので、そういった部分を考えながら、今後どうしていくか検討する課題であろうというふうには考えております。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） これは国の政策、すべての面で一緒と思うんですけれども、やはりどんどん過疎化が進んでいく中で、どうして地域の人たちに残ってもらうか。せつかく地方に残って頑張ってくれる、そういうような気持ちがあるときに、中心部の人たちと同じような仕方、考え方、それでは

地方における人たちはやっぱり大変じゃないかなというふうに思います。

いろんな国の政策を見ても、最近、日田、玖珠、九重、ほとんど一緒にされることがあるんですね。いままではいろんなことを玖珠町まで来て、九重町まで来て行政がやるというようなことを、もう最近では中心部の日田市だけに持って行ってやるというような政策をしております。私が言いたいのは、玖珠町はほかの町と違う、特に子供に関して、子供の教育、育て方に関しては、ほかの地域よりもよりすぐれた町であってほしい、そのための施策を、ほかの町になくとも玖珠町独自で考えられるようなことを積極的に考えて行ってほしいなというふうに思っておりますので、ぜひ検討のほう、早急にさせていただきたいと思います。

それでは次に、放課後子ども教室や寺子屋教室の指導者への支援ということでございます。

最近、いろんな方が各学校等で応援にボランティアで来ていただいております。そういう中で、自分も社会教育委員会のほうに時々会議があって話をすることもあるんですけども、いろんな人が入っていく中で、学校あたりで、どういう人たちがそういう人たちかとかいうような見きわめをするためにも、そういう指導者に関しては、我々が小郡の小学校に研修に行ったときに、そこははっきりユニフォームみたいなものを作って、そういうのはそういう指導者の先生たちだというようなことで、子供たちもはっきりわかるように安全性を含めてやっておられたのを見てきました。ぜひ玖珠町でも、各学校で本当に気持ちよく応援してくれている先生のOB方とか地域の人とか、そういう人たちが、そういう面で安心して学校の中に入ってもらうためにも、そういうことを考えられたらなと思いますので、その辺につきましてお伺いします。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） お答えさせていただきます。

現在、社会教育では、学校、地域、家庭が一体となった地域教育力向上支援事業に取り組んでおります。この事業は、3つの活動を大きな柱にしております。

1つは、放課後子ども教室であります。町内の小学校区において放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点、居場所を設け、地域の皆さんが先生となり、勉強やスポーツ活動で子供を育てる活動であります。

2つ目、学びの教室です。放課後や休日、長期休業中に地域の協力を得て算数の基礎基本定着を図る学習に取り組み、補充的な学習サポートを行っています。

3つ目、学校支援活動です。学校から依頼を受けた協育、教える教育じゃなくて、協働して育てる協育ですけども、コーディネーターが支援内容に応じて地域の方々に依頼をし、学校の支援活動をするものです。授業におけるゲストティーチャーとか、学習サポーター支援、それから読み聞かせ、部活動指導、それから校内の樹木の剪定などの環境整備、下校時の声かけや安全指導等を行っております。

これらの支援活動に参加していただいている方々のご協力によりまして、学力の向上や児童生徒の生活態度にも大きな成果をもたらしていると考えております。本当にありがとうございます。

町としては、事業自体がいろいろな形のボランティアの支援による形ですので、思うような支援はできかねますが、幾分の謝礼、それから活動時の保険加入の対応をさせていただいております。

それから、先ほど議員が言われました昨年度からの課題でありましたので、活動時の活動支援スタッフジャンパーの購入を予算要求しまして、予算をいただきましたので、各学校ごとに備えつけられるように、現在スタッフジャンパーの準備をしている現状です。よろしく願いいたします。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 今お聞きしましたので、ぜひ早目にさせていただきたいなというふうに思っています。よろしく。

それから次に、海外留学を米国からデンマーク（アンデルセンの生誕地）へということを書いておきます。

玖珠町の子供たちが米国に留学というか、1カ月間ぐらいホームステイで行かれますけれども、七、八年前ですか、玖珠町の使節団というような名目、感じで、議員さんたちの多くと、それから一般町民と一緒にデンマークのほうに自分も行かせてもらいました。行ったときに、久留島武彦先生がやはり向こうで本当にアンデルセンを有名にしてくれたんだ、向こうの政府から勲章も貰っているという状態ですし、やはりアンデルセンの町、こちらは久留島武彦の町、そういうつながりを持つ関係のあるところに留学させて勉強させるのがいいんじゃないかな。

そして、まして最近、米国のほうも日本の東京あたりと一緒に、都会に行ったら余り変わらないような状態が多くなっております。それよりも、本当に歴史のあるヨーロッパのほうに行って、子供たちにいろんな勉強をしてもらおう。そしてまた、向こうには、いいことに、デンマークのほうには日本人会というのがありまして、受け入れしてもいいですよという話もそのときしてきたことがあります。そういう方を利用して、できれば僕は米国よりもヨーロッパのほうに行くほうが子供たちに夢があるんじゃないかな、そして歴史を感じてもらおう、文化の違いを感じてもらおう、そういうところで大きく子供たちを育ててもらいたいなというふうに思っております。

久留島武彦と向こうのオーデンセの町と、この玖珠町と姉妹提携するぐらいに交流をしていきたいな、そのために第一歩として留学のほうを支援してあげたらどうかなというふうに思いますけれども、町のほうはどんなふうに考えますか。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 議員、海外留学ということでございます。

これは、青少年国際交流研修生派遣事業、今いわゆるホームステイ事業のことであろうとは思いますが、私のほうから答えさせていただきますけれども、この事業は平成7年度より始めまして、今年で18回目を迎えます。先ほども言われましたように、アメリカ西部、ロサンゼルス郊外周辺に約1カ月程度滞在をしまして、1番として英語力を向上させる、2つ目、異文化を体感し、日本文化のすばらしさを再発見すること、3番目に、自然環境を初めとした玖珠町のよさをPRすること、こういったことを目的としたものでございます。

特に、英語力につきましては、昨年度より小学校の授業でも必修化されたように、その重要性は年々大きくなっておりますので、児童生徒が学ぶ英語とは、なまりなどがなく、どの地域でも通じる純粋な英語、いわゆるネイティブイングリッシュと言われるものでございますけれども、その言語圏に入るのが、先ほど言いましたところその地域に入るというふうに言われております。また、ホームステイ期間中に学習プログラムがきっちり整備されておるか、あるいは急病等の非常事態の体制が整っているかなど、確実に安全なホームステイの企画運営そのものが不可欠でもあるというふうにご考えております。

こういったこともありまして、まず私どもとしては、英語を目的としたそういうホームステイであるということで、現行のアメリカでのホームステイを考えてきておるところでございます、また継続していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 英語というのはやはり国際語でもありますし、非常に大切とは思いますが、実は、自分のめい子たちも2人ぐらいそれで行かせてもらっているんですけども、正直な話、1カ月の留学で英語をしゃべれるというか、なかなか難しいところがあるんですね。

英語だけのところに行って生活するということはできたんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうして考えたときに、語学をそこだけで覚えるというのはなかなか厳しい面があるんで、やはりそれよりも、子供たちが大きな気持ちを持てるような、全然違う世界に行ってしまうような、また違う世界といっても、先ほど申しましたようにアンデルセンと久留島武彦を結びつけて、これからそういうところも交流していきたい。ここに書いておりませんが、それこそ町が進めている久留島武彦研究所のキム・ソンヨン先生を通じて、韓国との交流、そういうところもどんどん考えていっていただきたいなというふうに思います。

どうしても英語力ということであれば、それはもう米国じゃないと英語は余りありませんし、余りないというか、ヨーロッパもありますけれども、デンマークは言葉が違いますので、なんなんですけども、ただ、いろんな勉強をさせるような思い、これは余り言うと、こちらのまちづくりのほうになるかもしれませんが、まちづくりのほうでも、ぜひそういうような子供づくり、人づくりも勉強をするようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

玖珠町総合運動公園の利用状況、課題等についてお聞きしたいと思います。

総合運動公園の一部がオープンからこれまでの状況について、施設の利用状況、それから施設として……

〔「2番が抜かったよ」と呼ぶ者あり〕

○7番（河野博文君） 2番が抜かっております。失礼しました。2番に入りたいと思います。

玖珠町の観光対策について。観光客（外国人含む）の誘致と受け入れについてお聞きしたいと思います。



ます。

最近、観光課長もよくあちこち行かれまして、いろんな方とお話しすると思うんですけども、日本人以外の外国人が結構九州のほうには来ていると思うんですね。日田なんかへ行ったら観光客が多いということで、韓国人が多いということで、韓国人向けのパンフレット等も配布していると思うんですがね。また、先ほど言われましたななつ星の寝台特急列車、今度JR九州がつくる分、かなり高額の旅計画ですけども、それが今度玖珠町のほうにも停まってくれるかなというような今状況になっております。

こういう中で、恐らくそういうような企画をしたときには、かなりのそういうアジアから韓国、中国とか外国人が来ると思うんですけども、そういう面の受け入れ体制について観光課はどんなふうにご検討されていますか。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 商工観光の立場からお答えいたします。

玖珠町につきましては、観光客を呼び込むための観光素材、私も4月から担当になったんですが、たくさんあると思います。観光客を誘致するに当たっては観光素材そのものでなくて、それにかかわる人の心も必要になってくるんですが、まず、準備しなければならないものもたくさんあると思っております。今まで観光客が少なかった地域が誘致するためには、きちんとした戦略、そして準備と受け入れ体制、おもてなしが必要になるろうかと思われまいます。戦略がなくて、ただPRをただけでは観光客は来てくれませんし、仮に来てくれたとしても対応しきれず、不快感を与えてしまって失敗に終わるという形が一番恐れているところであります。

観光客を誘致するに当たりましては、一企業の努力だけでは無理がありますので、自治体、交通機関、宿泊施設、観光地、飲食店、小売店といった全体、地域の業界が一丸となって誘致に取り組まないと成功しないというふうには考えております。

さらに、先ほど議員が言われました外国人誘致、確かにうちも一応そう思っております。外人の観光客誘致については、宿泊施設や交通機関、小売店で外国語の表示とか説明書、あとクレジットカードが使えるようにもしなければならないというふうに言われているところであります。

ちなみに、今のところ、過去につくった資料なんですけど、玖珠、九重関係の図面、これは道の駅に韓国語版と英語版、とりあえず最低限こまでは一応置いております。ですので、たまに案内係に確認しますと、これ欲しいという方がおられるようです。あまり今のところはたくさんはとっていないんですが、一応最低限の今のところの準備です。今後とも、もう少し充実していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） そして、次の分に入っていきますけれども、豊後森機関庫のトイレの整備ということもかかりますけれども、豊後森機関庫の開発については、この後も石井議員さんが質問さ

れますけれども、いろんな構想があつてなかなか前に進めない、それこそ町長がよく言われる費用対効果とかいう面を考えたときに、それだけで考えたらなかなか前には進めないんですけれども、ただ、午前中の質問のときにも言われましたように、やはりいかによその人が来たときのそこのおもてなしの心、そういうような気持ちで迎え入れをしてあげたいなというふうに思うんですけれども、まず、この豊後森機関庫にはトイレというのがなくて、今観光協会のほうで簡易トイレを置いております。これも今からどんどん暑くなってきたときに、恐らく気持ちよく使えるようなものじゃないと思うんです。施設をどういうふうに、どんなふうに活用していくかは、つくっていくかはわからないんですけれども、ただ、トイレというのは、どこに行ってもやっぱり必要じゃないかなと、それだけは早く整備して、来られた方に気持ちよく利用していただく、そして、いつも玖珠の観光に来られる方は滞在時間が短いんですね。やはりゆっくり見てもらい、玖珠町でゆっくり遊んでもらう。今、日田、玖珠、九重とかいろんなところで協力して観光客の誘致を考えられます。しかし、残念なことに宿泊する人とかはほとんどいなくて、もう見たらさっとどこかへ行ってしまふような状況です。何とか昼食、夕食ぐらいまではゆっくり食べてもらったりとかしてもらい、そして宿泊施設がなければ、それだけはどこかよそに行つて泊まってもらわないとしようがないんですけれども、ただ、最低条件でありますトイレの整備は、これは早急に急いでしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての考え方、もう何回かこの質問はしておりますので、もう少し前向きに進んでいるかどうかお聞かせください。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

豊後森機関庫につきましては、現在、玖珠町の普通財産として管理して、これまで機関庫保存委員会や活用推進協議会の皆様、それから各種鉄道ファンの住民の皆様のご意見、ご提言をもとに同施設・土地の有効利用活用等、さまざま模索されてここまで至っております。

豊後森機関庫と転車台につきましては、現在、鉄道ファンや写真家、映画のロケ、あと結婚式前の前撮りのバックに使ったりとか、すごい活用されております。今後、観光面や同地区周辺の商工部門での有効利用も考えなければならない重要な資源、素材だというふうに思っております。

議員ご指摘の同施設に来られた方々のための公衆トイレ、これは確かにマイクロバス等で来られた方が、正直間に合わなくて近くでされたりとかいう光景も目にしたことがございまして、前から商工担当としていろいろ論議してきたところでありますが、同施設の、現在、公園化構想との具体案を検討している段階でありまして、昨年度までは、問い合わせ等あった場合、現有のトイレ、メルサンホールや森駅の利用をお願いしてまいりましたが、やはり緊急な場合があるということで、今回、現在、玖珠町観光協会に1基仮設トイレの設置と管理をお願いしているところでございます。これから暑くなってまいりますが、管理のほう、時間をあけずにチェックしていただくようお願いをしているところであります。

それから、なお、今後において、国の登録有形文化財としての登録を受けました。それで、今後の

事業計画については、文化庁の文化財を生かした観光振興・地域活性化事業としての補助メニュー等が新たに検討できるようになりましたので、同施設周辺の公衆トイレを含めました公園化計画等について、現在文化財を担当する社会教育課とまちづくり推進課と関係部署とが協議を進めているところであり、今年度においては、玖珠町議会議員の皆様方を初め、広く住民の方や見識者の方の意見をお聞きするシンポジウム、これを秋口までに開催して、皆さんの意見を聞きながら早急に計画を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7 番（河野博文君） この構想も考え出して、もう何年にもなるんで、もうぼちぼち結論づけをしていただいて、進んでもらいたいなというふうに思います。

それでは次に、慈恩の滝付近の道の駅構想についてお伺いします。

これは、県議あたりのときに話されているんですけども、地元の人たちが、いろんな面でこういう話が出てきたときに、全然知らなくて、どうなっていくんだろうかなというようなことを聞きます。町として今ははっきりわかっていること、国が考えていることと県が考えていること等ございましたら、出していただきたいなと思います。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 慈恩の滝付近の道の駅構想につきましては、現在、企画係のほうで構想を練っておりますので、この件につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

これまでに慈恩の滝周辺の駐車場やトイレ、こういった件で観光客の皆様からの苦情や、あるいは地元住民からの要望を受けまして、旧天瀬町、現日田市でございますけれども、日田市とともに公共駐車場やトイレの設置について検討してまいりました。現地が非常に特異な形であることや、地権者の意向などから、これまで事業化できていないという状況でございます。一方で、現地では、平成19年6月に発生しました日田市側市道のがけ崩壊で、一般車両が通行できなくなったことから、地元と観光客が往来する県道菅原戸畑線と国道210号のアクセスの改善が急務であるということで、大分県は県道のバイパス工事に着手するように計画したところでございます。

観光地であります慈恩の滝周辺に公共駐車場とトイレ整備が同時にできれば、これまでの課題が一挙に解決されるものとして、平成21年度から県を通じまして、国、これは国土交通省大分河川国道事務所でございますけれども、こちらに要望しまして、ようやく本年度、簡易パーキング事業として測量設計費の予算が確保されたところでございます。

町におきましても、24年度当初予算に測量設計費を予算化しておりますので、既に完了している県道バイパス設計にあわせまして、駐車場やトイレなどの配置をよく検討し、地権者をはじめとする地元への同意や耶馬日田英彦山国定公園の建築制限などをクリアしながら、国、県と力を合わせて事業を進めてまいりたいと思います。

本事業の内容で、現段階で判明している分といたしまして、この事業は道の駅ゆふいんと同じ組み立てで、国道を管理いたします国が施工する区域、地域振興を担当する町が施工する区域、そして県が施工する県道区域を3者が一体的に整備することになります。

国のほうが管理するものとしましては、基本的に駐車場、それからトイレ、道路交通情報に関する情報の発信施設というふうになろうかと思えます。それから、玖珠町が担当するものとしましては、玖珠町の情報を発信する施設ということになろうかと思えます。県としましては、現在の県道の改良工事が主なものになろう、そういうことで国、県、町との3者で協議を行っているところでございます。具体的な施設の概要、面積などにつきましては、まだこの場でお教えできるだけのものがございません。

地元への説明でございますけれども、県道の工事期成会というものがございまして、そちらのほうに玖珠町としても出席を要請されております。そちらのほうにまちづくり推進課として出向きながら、現段階で説明できる事業の内容についてはご説明を申し上げてきておりますし、今後もその姿勢は保っていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひ、早目に情報がありましたら、関係の皆さん方に示していただくほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。

次に入りたいと思います。

先ほどは失礼しました。玖珠町の総合運動公園の利用状況、課題等について、これまで総合運動公園の一部オープンはしてまいりましたけれども、現在までの利用状況、それから、施設に関して困っているようなことがあればお聞かせしてもらいたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 利用状況についてお答えをしたいと思います。

オープンに向けましては、町内の関係団体で協議してまいりましたので、オープン当初から予定以上に利用が図られております。特に最近、各種競技団体の大会開催、それから、町外からも大学、高校等の利用の申し込みがありまして、大変好評なところであります。

それから、町としては、運動公園、それからメルヘンの森ホッケー場、それからB&Gの施設も含めて町内のスポーツ施設のパンフレットを作りましたので、これを有効に活用したいと思えます。

それから、ホームページでも施設の紹介をしましたところ、特に福岡方面から多数の問い合わせが来ているような状況があります。ぜひ紹介をしながらPRしていきたいと思えます。

これまでの主な利用ですけれども、少年ラグビーの中学生の交流大会、それから少年サッカーの童话祭大会、これ32チーム、512名です。それから、高校女子のソフトボール交流大会、それからソフトテニスの郡大会、ラグビーの玖珠郡のラグビー祭、これも400名参加しております。それから中体

連等で大会が開催されております。

日常の利用ですけれども、陸上競技場では、玖珠ジュニア陸上、郡陸協、それから少年ラグビー、少年サッカー、それから玖珠ラグビーの一般、それから玖珠中の陸上部等が毎週定期的に練習をしております。

多目的グラウンドでは、毎週定期的に週末になると少年野球大会が行われております。それから、テニスコートは町内外のテニスチーム、それから愛好者、それから、一番目新しいところでは日田玖珠の高校のテニス部が練習で利用しています。それから、大分の舞鶴高校と福岡の柳川高校というような形で、行き会いのところで玖珠で試合をしてくれたり、そういうトップクラスの強豪校も使ってくれております。

それから、5月の集計では、陸上競技場が、個人が52人、それから団体使用が106時間あります。52人です。それから106時間です。テニスコートは308時間の使用です。多目的グラウンドは73時間の使用があります。

今後の予定ですけれども、6月に郡の陸上競技会が昨日行われました。それから、郡の中体連も今月あります。7月になりますと、少年野球の大分県の中部ブロックの交流大会、それから全九州ホッケー大会、それから、県社会人サッカーリーグ、8月になりますと、福岡大学、久留米大学のアメリカンフットボール部の合宿、それから県のマスターズ陸上の合宿、それから郡の陸上記録会、それから、福岡大学の陸上部も合宿が予定をされています。9月以降ですけれども、町体、それから学童記録会等が予定をされております。

課題としては、やはり全体の完成が一番の課題ですけれども、当面は進入路、それから河川敷の駐車場の利用を早期にできるようにしたい。それから、部分オープンですので多少改善点も出ております。それから、利用上の課題として、町内の利用団体から使用料についての要望も多少来ております。いずれにせよ、今後、運動公園を活性化につなげられるように活用を図っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 残り時間が少なくなりました。

○7番（河野博文君） 利用状況がすごく多くて、本当によかったなと思っております。その中で施設の状況なんですけれども、やはり設計した段階から、でき上がってみると、手直しすることが大分出てきたと思うんですが、やはり最初によく考えて設計されておったら、無駄なお金を使わなくて済むようなことが幾つかあるみたいなので、今後、野球場とか建設していく場合、よほど後で手直しするような、手直しというか、こうすればよかったかなというようなことのないように、考えられた施工をしてほしいな、設計してほしいなと思いますので。

それから、もう時間がないんですけれども、最後、光ケーブルによるブロードバンド高速化整備計画の進捗状況についてお聞きしたいと思います。時間がないのでよろしく。

○議長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 現段階の進捗状況のみを簡単に一言でご説明したいと思います。

これまで、公設公営のみによる検討をしまいたったわけでございますけれども、最近になりまして民設民営、これは民間事業者が施設を導入しまして、後の維持管理においても民間事業者のほうで行うといったことがだんだん事例として出てまいりましたので、現段階でそちらのほうの検討を始めたところでございますし、さらに、既に事業者のほうからは内容のほう、プレゼンテーションも受けました。今後は早急に、九州内にもそういった先進地、導入地域がございますので、そちらのほうに調査研究に参りたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） ぜひ、早急に前向きに進んでほしいなと思います。

もう時間もありませんのであれなんですけれども、玖珠町が本当に子供に優しい童話の里の子供たちをつくる、そういう意味で基本的な考え方を大事に、そしてまた、いい子供たちを育てることがいいまちづくりにつながっていくということは、町長以下、皆さん考えは一緒だと思いますので、ぜひ、そちらの面に関しては前向きに早急に考えてほしいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（高田修治君） 7番河野博文議員の質問を終わります。

大変暑くなりましたので、上着はどうぞ自由にお脱ぎください。

次の質問者は、4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 4番石井龍文です。今回、質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

今回は、農林と観光について執行部のご意見をお伺いしたいと思っております。

まず、町長の施政方針の中で、収入、自主財源を求める政策がちょっと薄いような気がしてなりません。非常に財政苦しい中に、赤字を出さないような経営だろうというのは十分わかってはおりますが、先行投資という言葉もあるように、前向きな投資が必要な時期じゃないかなという気がしております。午前中の質問の中にもありましたし、先ほど河野議員もありましたが、観光についても非常に重要な部分があるかと思えます。そういうところも含めまして、今回質問させていただきます。

まず、農林であります、繁殖雌牛更新推進事業で、玖珠町が取り組んでいただいております。これの実績をお聞きしたいと思います。昨年度から始めたということで。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 繁殖雌牛の更新事業についてお答えをいたします。

現在の状況でございますが、県の事業としまして、肉用牛繁殖経営の支援事業の繁殖雌牛の若返り対策で、繁殖雌牛の若返りと血統更新を促進するため、高齢な繁殖雌牛を淘汰し、遺伝的能力または血統的にすぐれる繁殖用若雌牛を導入する畜産農家に対して助成を行っているものであり、県補助金の上限が事業費の3分の1または7万5,000円のいずれか安い額となっております。

ただし、市町村が独自に繁殖雌牛の導入事業に取り組んでいる場合は、市町村の義務負担を免除することになっており、町単独の繁殖雌牛更新事業を実施しております。珍珠町における具体的な交付金は、おおむね10頭以上を飼養する肉用牛農家で、飼養頭数が20トン未満の肉用牛農家にあつては、65歳未満または後継者を有する農家が雌牛を更新する場合に、1頭当たり県の補助金7万5,000円と町の繁殖雌牛更新事業による10万円、1頭当たり10万円でありますが、合計17万5,000円の補助金を交付する事業となっております。また、これらの要件に該当しない少数飼養農家等に対しましての雌牛更新には、町の繁殖雌牛更新事業の10万円のみが交付されることとなっております。

なお、平成24年及び25年の2年間につきましては、大分県豊後牛生産者連絡協議会から農協を經由しまして、優秀雌牛導入及び地域内保留による特色のある母牛集団整備を促す計画に基づいた県内外の雌子牛の導入に対しまして、生産者から徴収した積立金による奨励金を交付する事業が実施されることとなっております。

また、本年度、事業対象となる淘汰対象高齢繁殖雌牛が、県事業において平成24年4月1日現在で満9歳以上かつ満16歳未満であることが条件となっており、また、町事業におきましては、平成23年度の事業要綱作成時に検討し、その事業目的の主眼点を平成13年3月31日生まれ以前の高齢牛——その当時556頭——を早急に更新することとして事業を推進してございまして、平成23年度に県事業については8頭、町事業については81頭の更新を実施したところでございます。

以上であります。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 私の言いたいのは、町にも非常に10万円という高額な金額をいただいておりますが、なかなか更新するのはお金がかかるわけで、実際にやっぱり何十万という金額がかかってくるだろうと思いますし、県の場合は10頭以上の中規模ぐらいにしか対応しないということ、この部分について非常に疑問がありまして、やっぱり1頭、2頭、3頭、4頭飼いの人たちが珍珠町の畜産を支えているんじゃないかなという気がしておりますし、この人たちについても県の補助がとれるようなものがないのか、そこら辺の県に対する打診はやってきたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 県の事業のハードルの高さは、今、石井議員さんが言われたようにあります。

昨年、23年度につきましては、10頭以上という形でございました。24年度からにつきましては、おおむね10頭という表現に変わりました。一応県のほうとすれば、おおむねとは8割を限度としているということでございますので、8頭からということでございます。

事ある会議の中で、この分につきましては、先ほども議員さんのほうからも言われたとおり、珍珠町を特に代表するような形になるかと思いますが、少数頭飼いの農家の方が全体の79%ぐらいを占めております。そういう意味でも、会議ごとに、ぜひ、そういう形の中で、少数頭飼いの方に幅広く補

助金が出るようにという形では話しているところでございます。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 特に、やっぱり10年を超すような牛になると、非常にできた子牛の品質が落ちるということで、また、時代に即した肉牛にならなければということで、新しい品種の牛も出てきておるだろうと思いますし、そういようにシフトをするのに非常に町の事業だけでは苦しい部分があるんで、もっと県に対しての働きかけをやっていっていただきたいなという気がします。この件はそういうことで終わります。

次であります、この件は過去の議員も、昨年も松本議員が質問されたとは思いますが、シイタケの種ごま助成であります。

昨年度も要望はあったんですが、種ごまにかわるものということで、散水施設の充実という形で進められたかと思っているんですが、これの成果をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 種ごま助成についてお答えをいたします。

大分県の特産品を代表する大分シイタケは、玖珠町においても重要な産物と考えております。種ごま助成につきましては、今、石井議員さんが言われたように、平成23年第3回定例会におきまして松本議員さんよりご質問がございました。回答としまして、外的要素が多分にあり、単価の変動などの経済状況や天候などによる生産量を注視しながら、生産者の生産意欲が上がるよう、いろいろな方法を研究していきたいとお答えをしたところでございます。

現在、23年度のシイタケの状況でございますが、県の報告によりますと、原発事故に伴い、東日本の生産地等から基準値を超える放射性物質が相次いで検出されたことや、低温、渇水による少雨、乾燥と厳しい気象条件が重なり、発生はしましたが、大きくならず小粒で、品柄の偏りなどから結果的に収量がありましても単価が低くなったということでございます。

こうした中、先ほども申したとおり、生産者の高齢化や後継者不足、並びに個人消費の低迷に加え、温暖化、異常気象等による不安定な天候に左右されず、生産量、品質はもちろんのこと、品揃えのよいシイタケ生産を図るため、生産基盤の確立を考え、本年度より散水施設導入事業に取り組むことにしたところでございます。

現在、本年度の県内での散水施設の要望状況でございますが、4月1日現在で県内では60カ所の要望がございまして、そのうち玖珠町は14カ所を現在予定をしているところでございます。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） シイタケも単価的に伸び悩んでいて、非常に苦しい時期が来ておりますし、散水施設を使えるぐらいの規模の人というのは、やっぱり先ほどの牛も一緒ですが、小規模の農家がかなりの分を占めているんじゃないかなと思いますし、散水施設まで手が出る農家はやはり少ないような気がします。

そこで、やっぱり広く取り組んでいけるような施策、特に種ごまについては、全員にできるんじや



ないかな。これも、ただ、余り少数の者まで拾い上げますときりがありませんが、ある程度の線引きをすとかいうことで何とか対応できるような気がするんですが、そこら辺をお伺いします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 議員さん言われるように散水施設につきましては、ある程度の規模のある方になってくるかと思えます。

しかしながら、やはり23年度の状況を見ますと、シイタケの発生はするけれども、気象状況等によって発育をしない、そういう意味で散水施設は必要な施設というふうに位置づけております。今後、この事業を引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

種ごまの件でございますが、議員さん言われるように、皆さんに広く渡れる事業とすれば有効な補助事業というふうに考えております。先ほど県内の状況の中で詳しくは申し上げませんが、この種ごまについては、23年度において、干しシイタケについてはここ数年、1キロ当たり4,000円台で推移をしております。若干下がってはきておりましたが、昨年、23年につきましては、いろんな状況の中で3,404円、県平均でございますが、大きく4,000円を下回ったということで、町としましても、この状況を踏まえて、種ごま助成については検討をしていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 前向きな検討を特にお願いしたいと思えます。

非常に経営が厳しい中で、また、このこまも必要ですが、燃油対策、今非常に燃料の高騰も続いておりますが、燃油対策については何か案があるでしょうか、お伺いします。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 今、シイタケ生産者の大きな問題は、高齢者、後継者が少なくなるということと、近年の燃料の高騰ということが大きな問題になっているかと思えます。

現在、町内には、シイタケ農家の戸数割がございまして、22年の数値でございますが、干しシイタケが206戸、生シイタケが42戸という現状がございまして、燃料の高騰に直接関係がございまして、干しシイタケの分野になるかと思えます。現時点では燃料の対応ということは、生シイタケの生産者もいるということで、特に考えておりません。できるならば種ごま助成のほうを進めていくような考え方になるかなというふうに考えています。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） わかりました。

特に経費の支出を支える意味でも、種ごまについては十分な、まあ金額はわかりませんが、広く対応していただきたいなという気持ちでおります。

それでは、2番は終わります。3番に入ります。

観光のほうですが、先ほどの河野議員も質問しておりましたが、機関庫の問題でありまして、町長

と個別に1回話したことがありましたが、その折には、町長は、特に利用する意思がないという回答でありましたが、その後、この件について何か変化がありますれば、今のお考えを聞きたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 質問をちょっともう一度お願いしたいんですけども。利用する。

○4 番（石井龍文君） どのように利用しているかという、先にお伺いしたときには、企業も取り組まないのに、玖珠町は手は出さないというふうな意見だったなかと。

○町 長（朝倉浩平君） 観光に利用するという。

○4 番（石井龍文君） 観光的に利用する意思がありますか。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、町有地でございまして、安全性は確保しなきゃいけないということは基本でございまして、その運用方針につきましては、今のところでは、機関庫の協議会とかそういう方が考えておられる中において、町はどのようなふうにお手伝いできるかということで、町から積極的にこの機関庫をどのようなふうにご利用してということは今のところ考えていません。ただ安全性を確保するというこでして、前の答えと変わらないと思います。

○議 長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4 番（石井龍文君） 冒頭にも申しましたけれども、収入を増やし、自主財源を増やす意味でも、観光は非常に大きな要素が含まれているんじゃないかなという気がしています。

特に機関庫については、18年に3,466万円を投入して購入しております。これをただ安全管理だけでやっていくのか、今度の文化財的な指定も受けまして、非常にこれを利用しない手はないんじゃないかなという気がしております。特に踏切の問題等がありまして、進入路がない、トイレがない、そういうところで、これも過去に質問はたくさん出たこともあるんだろうと思いますが、進入路を長刈線からでも引っ張る、そうすると、大型バスでも入ってこられるぐらいになる、そういう気がしております。

また、次の問題でも一緒ですが、慈恩の滝から三日月の滝、それから、伐株、万年山、こういうルートもできて、旧森の久留島氏庭園とかそういうところまで含めて観光ルートをつくる、これが一つの観光客を呼び込むための方策になるんじゃないかなという気がしております。

先ほど河野議員も言いましたが、トイレもないような施設ではやっぱりお粗末な気がしておりますし、観光客が来たときにもっと安心して来られるような施設になれるといい気がしております。特に、先ほど来、観光課長が申していましたように、JRも非常に久大線については前向きに取り組んでいるような時期に、ちょうどいい時期になってくるんじゃないかなという気がしております。これにかまらない手はないんだろうと思います。

そこで、再度、観光課長にお伺いしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 機関庫の件につきましては、午前中、大谷議員、先ほど河野議員

からもありまして、お答えしたところですが、石井議員ご指摘の観光浮揚のための周辺整備、まずは進入路関係の整備と遮断機、あと周辺の公園化という形になってくると思いますが、先ほども申し上げましたが、今年度、これまでの住民活動、機関庫保存会、活性化委員会と周辺の方、議員の皆さんもそうですが、掃除活動とかが認められまして、今年度、国の登録有形文化財になるという答申をいただきました。これは、単に古いというだけじゃなくて、これまでの温かい思いやりというか、管理も一つ選定の中に入っているというふうにお聞きしております。

今回、この登録文化財になりましたことで、一応文化庁の文化財を生かした観光振興・地域活性化事業ということで、補助メニューが検討できるようになりました。単費だけではなく、計画できます。先ほど町長も申しました費用対効果の問題もあります。行政が単独で作り上げて何かするというのでは成功しませんが、住民の皆様の意見を聞いて、豊後森駅周辺の公園化計画等については、文化財を担当する社会教育課とまちづくり推進課とうちで現在協議を進めていますが、先ほど申し上げましたが、皆さんの意見を聞く機会を持ちたいと思います。今年の秋口にシンポジウムを現在計画しております。そこで実施していきたいところです。

ちなみに、先ほど言っていないでしたが、6月7日ですか、これもやっぱりJR九州主催なんですけど、平成24年度下半期商品造成説明会及び観光視察会というのが行われました。その情報を得ましたので、働きかけまして、九州管内の旅行エージェントの方々、株式会社JTBとか日本旅行など大手の17社から47名の方が、何かいいところはないかということで見に来てくれました。旅行商品開発担当者が主でしたが、やはり機関庫が一番よかったとご好評をいただいております。というか、今まで何で外に出してないのかという意見も出たところです。

今後においては、玖珠町の観光浮揚のために、観光素材となっております機関庫のPR、情報発信を今後も積極的に実施していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほどいろいろ施設の件につきまして、安全性を確保しなきゃいけないということは本当に重要なことだと思うんです。そして、私、ちょっと個人的に昨日、仲間と雲仙のほうに行きまして、雲仙の武家屋敷、そして湧水群も見てまいりまして、2時間ずっと見て回って、そこでしたのはトイレして帰っただけと。結局何も我々買わなかったんですね。だから、非常に私なりに申し上げたいというのは、やはり観光施設をいろいろつくっても、そこでいかに、じゃ来てもらって農産物を買ってもらおうとか、道の駅、グリーンプラザでもいい、農産物を買ってもらおうとか、そういうことを考えなきゃいけない。

我々、もし仮に機関庫のところいろいろ整備しても、見て、もう小便だけして帰るということになれば、本当はないということですし、そこをいかに、それは皆様方の知恵と一緒に考えていただいて、施設つくるといのは、いかにそこを、玖珠に来たら、万年山、伐株山のミヤマキリシマを見ていただいたり、グリーンプラザでもいい、道の駅でもいいから農産物を買っていただくとか、そういうことを何か考えなきゃいけないということで、まずどういうことをするか、やはり皆様方の知恵等

をかりながら考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 非常に町長の発言も、トイレだけだったという思いがあるんですね。特に鉄道オタクとかいう今言い方をする中で、そういう人たちも非常に多い中で、多分整備ができれば観光客も非常に増えるんじゃないかなという。何もしなければ誰も来ません。やっぱり仕掛けをして人を呼ぶことが大事じゃないかなと。費用対効果を見れば、3,400万もつぎ込んだものが、経費だけかかって何も生まないということじゃ宝の持ち腐れのような気がします。非常にこの部分は、多分町民みんな思っているんじゃないかなという気がしますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、最後の質問であります。これも観光の一環として、私がグリーンツーリズムで北九州の中学生の農泊体験をやったりしておりますが、農業体験の合間に玖珠町を紹介する意味で伐株によく登ります。その際に道がちょっと狭い。非常に急、まあ急なのはしょうがないですが、道が狭い。グリーンツーリズムが始まるころに観光会社が観光バスを、大型バスが来ますので、地元としては上に上げていただきたいなという気がして言ったんですが、たしか1回上ったことがあるかもしれませんが、屋根に木がすれて登れないということで、今はもう登っておりません。私らも子供たちを連れて上に登りますが、非常に景色がよくて、玖珠町の盆地を一望に眺めることができますし、これが観光バスが登れるような状況にすることも、一つのルートづくりにはなるんじゃないかなと思いますが、観光課長の答弁をお願いします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えします。

議員おっしゃられているように、玖珠町を訪れた方、私もそうなんですが、まずは伐株山に連れて行って眺めていただきます。とても感動していただけます。玖珠の盆地を包む山々というのは、万年山、伐株山、大岩扇といった頭の平らなメサ地形と、角埋とかチョコ山みたいなビュートという形があって、連れていった方みんな、おとぎの国みたいな、まるでおとぎの国だよねというふうに言われているところで、議員さんがおっしゃられますように、伐株山のルートですが、数種類のルートがございます。普通車で行く分については道を知っている方は結構行けるんですが。特にバスで見えられる方については、確かに道が狭いということで、現在、事前に伐株等の登山等で、大型バス、中型バスで見えられる場合については、国道210号線のJA、豊後玖珠家畜市場、あそこから入って、唐杉を通過して玖珠町浄水場手前、あそこから登山ルートという形が一番大きくて、大きい曲がりがないので、あちらのほうをご案内しているところであります。

道路につきましては、樹木の枝が確かに当って天井につかえるという連絡等がございましたので、昨年度については、玖珠郡森林組合の方等をお願いして、ある程度切ってもらったことがございます。今年度については、また、玖珠地区コミュニティの方々のほうで伐株山を守る会の活動として、道路にかかる木を実際に伐採を試みていただけるということで、枝切りバサミ等をお貸ししている実

情がございますが、とても心強いまちづくり活動の実践だというふうに捉えております。

今後においては、玖珠町のシンボルである伐株山を観光素材としてさらなる情報発信するために、地域住民の方々と協働して、大型バス、中型バス等がスムーズに通行できるような定期的なチェックと定期的な環境整備を考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議 長（高田修治君） 4番石井龍文君。

○4番（石井龍文君） 三差路までは割といいんですけどね、三差路から上がちょっと狭いような気がしていますので、その部分を管理していただけるということで期待しております。

それから、登って、案内板がもう非常に朽ちておまして、山の絵を描いたものもほとんど見えなような状況であります。これもやっぱりせっかく登って行って、遠方に見える山がどこの山だとかいうのも非常にいいんで、それから伐株の伝説みたいなものも、ちょっとせっかく登って行って寂しい気がしておりますので、そこら辺の整備もあわせてお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして発言を終わります。

○議 長（高田修治君） 4番石井龍文議員の質問を終わります。

ここで、50分まで休憩いたします。

午後2時32分 休憩

△

午後2時50分 再開

○議 長（高田修治君） 再開します。

次の質問者は、9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） こんにちは。9番秦 時雄でございます。

それでは、私の一般質問、大きく3点にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

では、まず初めに、新設される高校、生徒、保護者に対する支援策ということで、再度お伺いしたいと思っております。この質問は、ちょうど1年前の平成22年の6月議会のときに同じ質問をさせていただきました。また改めて執行部にお聞きしたいと思っております。

大分県教委は、森高、玖珠高、この両校を平成27年4月に統合して新しい高校をつくるという、これは決定しているわけでございます。今回の質問は、新設される高校、生徒、そして保護者に対する支援策ということでありますけれども、あわせて新設までの3年間についても、支援に対する考え方も含まれていると理解していただきたいと思っております。

今後、郡内の児童生徒の減少というのは予測されておりますけれども、今後、新設される高校がいかに魅力ある学校に、また行きたくなる学校をつくっていくかが最も重要な大きな課題であります。もう一つの側面におきましては、生徒、保護者に経済的負担を緩和する経済支援策が必要であり、また、両者の条件がそろえば、より一層この新設される高校も魅力的な学校になるのではないかと、そ

ういうように思っております。町内に高校があるということ、これがまず第一に大きな財産であると思います。子供がいないと、これほど寂しいものはありません。

これまでの教育委員会の考え方である「高校は県教委の所管であり、また、そういうことから町が支援する考えはありません」ということで、22年の12月議会における答弁でありました。全国の自治体でも、そのような所管の枠を超えまして、交通費の助成、下宿代、そしてまた資格の取得、そして自動車の免許の取得、それらの補助の支援を行っている自治体もかなりあります。

北海道については、玖珠町より人口が少なく財政規模が本当に小さい自治体が、実際にそのような支援を行っております。私は、22年の12月議会のときでも、視察研修を行いました北海道の倶知安町という1万5,500ぐらいの自治体、そして261平方キロと玖珠と非常に似ておりまして、その倶知安町の中には普通科高校と、それと農業高校がある、2校ある、そしてまた、今、玖珠町が抱えている2つの学校の統合という、そういう問題を抱えておるとい、そしてまた、倶知安町には自衛隊がおるとい、ということで、そういうことで非常に玖珠と似ている、そういう町でありましたが、このような実際に小さな自治体がそういった支援を行っていると、そういう実態が明らかになったとい、思いがけない私たちの研修でありました。

これは、隣の日田市も平成21年度に就学援助補助金、高校生の就学援助金の補助金としてこの事業を実施しております。これは、日田市の場合は、市内に通学をする——日田市も大きく合併をしまして、旧町村、非常に中心部まで遠くなります、そういう関係から、こういった交通費の補助事業が始められたと思っております。日田市の場合は、すばらしいなという一つのものは、これは、日田市は自治体が行うものです、交通費の支給は。にもかかわらず、日田市の県立高校が3校ありまして、あと2校は私立高校であります。この私立高校に対してもそういった交通費の支援を行っておりますし、また下宿ですかね、そういった支援も行って、下宿費の補助とい、そういうことも行っております。ということで、日田市も公立と私立に分け隔てなく、こういった事業を展開されておるとい、ということでございます。

これから、先ほど言いましたように、この新設される新しい高校が将来的にどういうふうになるかについては、これは将来も未定でありますけれども、とにかく新しい高校ができれば、やはりこの玖珠町に学校があるわけですから、これは玖珠町の大きな課題として積極的にやはり取り組んでいかなければならないと、私はそういうふうと考えております。

それで、これにつきましては前も言ったんですけれども、ある北海道の自治体では、この次の設問の中にも上げていますけれども、そういう課を役場の中につくって、その職員が積極的に自分の高校に来るように学校訪問しているとい、そこまでやって真剣になって取り組んでいる学校もあるわけでございます。

そう考えますと、先ほど言ったように、玖珠町にある、この将来1校になる高校は、ぜひとも存続してもらいたいし、それも、やっぱり学力も一番大事でございますし、それとともに生徒、また保護者に対する経済的支援も行いながら、4割近くは郡外また県のほうに流出すると言われております中

学生も、これをやはり食いとめる一つの方策も考えなくてはいけないのではないかと、私はそういうふうに思っております。

それで、これは前回も質問したことでございますけれども、また再度質問しますけれども、何とかこういった生徒、保護者に対する町の支援、そういった支援等はこれから考えられないのかという問題であります。質問であります。まず、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えいたします。

高校再編につきましては、両町で組織されています協議会の事務局を町長会の事務局が担当しておりますので、私のほうからお答えいたします。

県立森高等学校、玖珠農業高等学校、2校の統合再編につきましては、大分県高等学校後期再編整備計画について、郡民の意見を反映することと、玖珠郡の新しい高校づくりに資することを目的とし、平成23年、昨年10月26日に両町議会、PTA代表、自治会長ほか全員で21名の構成になりますが、委員構成による高等学校再編に係る玖珠九重地区推進協議会が設立されたところであります。

これまで5回の協議会の開催が行われたわけですが、先月5月18日に、高校改革推進計画後期再編整備計画に伴う玖珠農業高校と森高校の統合における一括方式の採用についてということで、県教育長のほうに要望も行ったところであります。この協議会、これまでの活動の中では、先進地への研修ですとか講演会の開催、それから大分県教育委員会との意見交換会、そして統合方式についてのアンケートの実施、それから、再編に向けて多くの取り組みをこれまで討議、活動を通じて行ってきたところであります。

やはり今後の最大の課題は、議員おっしゃられたとおり、魅力ある高校づくりへの取り組みになるかと思っております。ご質問の生徒、保護者に対する町の支援策というところでございますが、まずは、玖珠郡の子供や保護者が地元の高校に行きたい、行かせたいと思えるような高校をいかにしてつくるのかということ、先ほど申し上げました協議会の中において十分検討することが先決になるかと思っております。その結果といたしまして、具体的な施策がその結果として出されたときに、財政措置も含めて両町の支援が不可欠ということになれば、議会に諮り、予算化等のプロセスを踏んでいくことになるかというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） これからということですが、私からつけ加えてもらえば、支援策、交通費とか下宿とか、それとか資格の取得ですね、いろんな資格の取得があるといいます。そういうのも加えてやっていけば、ただ単にそういう措置がないよりか、より一層やっぱり保護者も地元の学校にやろうかと、そういうことも考えられることだと私は思っております。

それと、もう一つは、やはり先ほど言ったように、北海道の事例のことばかり言いますが、北海道では、調べてみますと町営の高校が16校あります。村営が2校あります。そういう状況であり

ますし、各自治体にある学校の存立のためにかなりのお金を、町のお金、自治体のお金を使っているところがありますね。やっぱりそのぐらいの今後取り組みをしていただきたいなど、そういうふうには強く望んでおります。

もう一つ、先ほど言いましたように、例えばまちづくり、これは県ですから、町の教育委員会はそういう面では関係ないかもしれませんが、そういう面ではまちづくり推進課が中心になって、やっぱり生徒の獲得のために何らかの動く必要があるんじゃないかと、動いていく。ただ中学校の中で、森高なり玖珠高、また郡外の高校の要するに立派な冊子もあるかもしれませんが、そうじゃなくして、こういったこれからのまちづくりの一環として、やっぱりまちづくり推進課の部署でそういうことが行われるべきじゃないかなと、私はそう思っております。

それで、ちょっと次で聞きたいんですけども、3番目になりますけれども、2番目は抜かしまして3番目の、玖珠高、森高、2校について、この両校の高校の基準財政需要額、その交付税額はどのぐらいあるのかということをお聞きしたいと思います。あわせて、例えば県の施設、高校、また振興局もありますし、そういった県の財産について、玖珠町においてどのぐらい、例えば固定資産とか、そういうものはどのぐらい入っておるのかと、そこら辺も私も興味があるわけです。そこら辺がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 地方交付税の基準財政需要額の交付額はあるかというご質問でありますので、総務課としてお答えをしたいと思います。

両高校の基準財政需要額と交付税の交付額とのご質問でございますが、森高校、玖珠農業高校とも大分県立高校でございますので、交付税の算定につきましては大分県の算定となります。県の算定に含まれるということになります。

ちなみに、高校の基準財政需要額への算入は、教員数と生徒数ということで基準財政需要額は算定されることとなりますが、本町での交付税の算定につきましては、町立高校として高校の存在があれば基準財政需要額への算入が行われることとなりますけれども、先ほど申し上げました町立の高校ではありません、県立高校としての2校の存在でございますので、町としての基準財政需要額への算入はゼロということでございます。

県の施設に対する固定資産税等につきましては、税務課のほうからお答えをさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） 固定資産税の関係でお答えしたいと思います。

まず、固定資産税であります。地方税法の中の第348条に、国、地方公共団体に対しては固定資産税を課税することができないという規定になっておりますので、固定資産税のほうはありません。ただし、国有資産等所在市町村交付金が固定資産税のかわりに支払われており、県の所有する建物等につきましては、昨年度は129万1,900円ほど交付金が参っております。ご質問にありました玖珠農業



高校、森高校につきましては、市町村交付金の支払いの中から除外する規定がございまして、その適用を受けまして、両高校に対しての交付金はありません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。確認する意味でちょっと質問、ここに取り上げさせていただきます。

それで、これからということでありますけれども、これは今後、27年4月に統合するわけでございますけれども、ここに、3番目に上げている、これは私なりの仮称を上げているわけでございますけれども、高校振興推進室と、こういう形で町自体が高校にいろんな、財政面もありますけれども、いろんな、やっぱりかかわっていく必要があるんじゃないかと。それは1つは、玖珠町のこういった高校でありますんで、やっぱりこれからのまちづくり、また子育てとか、いろんな分野にわたるかもしれませんけれども、こういう課をやっぱりつくって、きちっと、これから高校が玖珠に存続するように、玖珠町自体がかかわりを持つというのが必要ではないかと私は思っていますので、これについて何かご意見等ありましたら。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えをいたします。

高校振興推進室（仮称）ということでの設置の取り組みの必要についてのご質問でございますが、先ほど議員申されたとおり、同様のご質問を平成22年12月の質問で、支援策、それから、そういう推進を図る上での組織等を含めてご質問があったかと思えます。

事前に、いろんな支援策ですとか、そういう推進体制等も参考にさせていただいたところでございますけれども、先ほど申し上げました高等学校再編に係る玖珠九重地区推進協議会には、委員さん以外、両町のそれぞれの関係団体の代表の方以外にも、事務局といたしまして両町の総務、学校教育、社会教育、それぞれの担当課長を初め担当係長で構成します12名の職員が事務局として構成されております。玖珠郡の高等学校としてのあり方をその協議会の中で委員さんのご審議とともに、行政、町長部局、教育長部局含めまして、高校再編のあり方について検討しておりますので、必要があれば協議会、両町足並みをそろえての対策として今活動を行っておりますので、必要があれば協議会として県に対し申し入れを行っていく、あるいは、両町で可能なことについては、それぞれで同様の取り組みを行っていくということで、現時点では協議会での討議、活動、そういう方針について協議を行っていくことが一番の方策ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 十分に両町の協議会の中で、本当にこういう今の言ったことも出していただいて、協議していただきたいなと思っています。

それと、もう一つあります。今は、玖珠町、九重町の両町であります。私、今もそうであろうと思

うんですけれども、私が高校に行ったときには、湯布院からとか日田から何人も通学を、森高に来ておりました。そういう関係から、ただ単に玖珠、九重の子供たちではなくして、やはりせっかく玖珠の新設される高校に行きたいというならば、それは、またそういった交通費の支給とか、そういうのは考えていいんじゃないかと私は思うんです。

それは、いろんなことがやれるんだなということは、先ほど言ったように北海道の研修に行ったときにそういうことを、北海道のそういった自治体はそれを行っているわけですね、実際に。分け隔てなく、玖珠に住んでいなくとも、よそから来る生徒を大いに歓迎して、そして交通費とか、来てくれるんだという、やっぱりそういう思いで交通費も支給されておりますので、そこら辺も含めてお話をいただければありがたいなと思っています。

それで、何かありましたら。

○議 長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 郡外の町村との連携及び郡外の生徒さんに対する支援ということでございますが、具体的に今協議の場は検討の課題として俎上になっている状況ではございませんので、高校再編については県の教育委員会のほうで具体的に体制が準備されて、その準備に入る体制になるかと思いますが、2町における協議会を通じて、今ご要望のあった内容等も含めて、その協議の中では検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 続きますして、2番目にまいります。

大分県が本年度より県下全市町村で実施する5歳児健診についてであります。

この5歳児健診と発達障害については、この発達障害につきましては、早期発見のために5歳児健診というのが、必要性について、私、平成20年の3月議会において、また6月議会において質問を行いました。もうあれから4年経つわけでありましてけれども、発達障害者支援法というのが平成17年4月1日から施行されて、それとともに、やはり子供を持つお母さん方が非常に関心を持たれて、私自身においても、玖珠町のそういった若いお母さん方から5歳児健診を望む声が寄せられたと、当時ですね、4年前。そういうことから、一般質問させていただきましたけれども、専門家、そのとき申し上げましたけれども、その専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳6カ月健診で見つかるが、中程度の場合になると3歳6カ月健診で見つかる。そして、広汎性発達障害という、自閉症を含むこの広汎性発達障害は5歳ぐらいで見つかることが多いと、このように言われております。

一番問題である5歳児の健診の必要性が指摘をされておりますけれども、これに伴いまして、全国の5歳児前後を対象にした健診を行う自治体というのはだんだんと増えております。大分県においても、竹田市と津久見市が集団健診として5歳児健診を行っている、実施しているということであります。また、大分県も平成21年度から、発達障害児の早期発見、早期支援事業の取り組みが行われておりまして、発達障害者支援専門員の派遣などが各保健所などで、また専門の研修も充実をされてい

るようであります。

また、本町におきましても平成20年の6月における私の5歳児健診の質問では、課長のご答弁で、3歳児健診でいかに障害を発見するかが重要な課題であると述べられて、これを強化充実してまいりたいとの答弁であったかと思えます。それからまた、今先ほど申しましたように4年という、あれから歳月が流れておりますけれども、本町の3歳児健診については、今日まで発達障害の発見の向上のために努力をされてきております。健診に臨床心理士などの配置を行うモデル事業などを行って、早期発見に努力をされることは、私もこれは認識をしております。

このような本町の取り組みの中におきまして、平成24年度から県が5歳児健診を県下市町村で実施の方向の方針が示されました。そこで、5歳児健診と発達障害について、本町の取り組みと今後の流れについてでございますけれども、本町は、この健診はどのようなふうな形でいつごろ行われるのか、具体的にどのような取り組みがこれからなされるのかということで、伺っていきたいと思えます。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

本町の場合は、先ほどから秦議員がおっしゃっているように、3歳半過ぎの子供たち、それから3歳半の最後の健診でいろんな専門スタッフを導入し、それから、その後のフォロー体制というのを確実にやってまいりました。

近年、ここ2年ぐらいの間に、発達障害を伴う要精密の子供さんたちを含むと、少しずつ急増しております、そのことにかんがみ、昨年、秦議員、2市を言われましたけれども、既に5市あるんですね、23年までには。その5市でやられている方法の中と、それから市によって人口等も違いますので、それから医療機関が近医に受けられるか等々の条件を考えまして、今年度の新年度予算で既に計上させていただき、3月には議会を通過しておりますので、5月から実施しております。

5月実施におきましては、もちろん臨床心理の方も入れて、私どもと一緒に相談をしておりますが、この健診には医師が入りません。と申しますのも、小児科の医師がうちの場合、1歳半、3歳児はもちろんですけれども、4カ月、7カ月に医師が入るほどの小児科医が不足しております。なかなか医師確保ができませんので、スクリーニングの形で開始しておりますが、2カ月に1度ということで、急遽、近医の中津市のつくし園の院長にご相談しまして、先生は小児科医でもあります小児神経科医でもあります、その関係で発達医療のほうをととても早期に発見するプロフェッショナルでございますので、この先生にもご加勢いただき、従来の別府発達医療センターとともに、2カ月あるいは3カ月に1度のすべての子供たちの要精密者がフォローできるような体制をとらせていただきました。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、これは5歳児健診と発達相談を行うということで、県が児童精神科医を派遣すると、そういうことをやられるということを知っておりますけれども、これは大分大学の医学部のほうのその科の先生が各市町村に派遣されるということを知っておりますけれども、そう

いった先生が、県からの派遣の先生が派遣されるのか。それで、先ほど言ったようなそのサイクル、その先生の派遣の。珍珠に派遣されると聞いておりますけれども、実際にそういうことが行われるのかということですね。今先ほど課長が実際、日田の……。まだやっていないですか。

今の質問を伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 実は、県の5歳児健診、これは申し上げていいかわかりませんが、5歳児健診をしようとしている市町村はどのくらいあるかということで、23年度に問い合わせがありました。その際に、もちろんうちのほうも手を挙げましたところ、県下でも半分以上の市町村が手を挙げたんですね。それで、それならばということで、やはり今の時代と、それから子供の数が少なくなったとはいえ多くの子供さんの症例が上がっていますので、県が急遽、5歳児の発達障害児等の心のネットワーク事業として立ち上げたんですね。その準備の際には、医大の先生、それから別府発達医療センターの先生たちのご協力を得られるはずだったんですけども、全部の市町村になりますともう18ですから、とても先生方はそこまでは回れないということで、スクリーニングの形で、どの程度市町村がやれているのかということで選別基準が入ってしまったんですね、4月、5月で。

うちのほうは、もうそれを受ける前に、これは無理だということで、つくし園の先生のほうに急遽お願いに上がりました。うちのほうは、つくし園の院長とお話もさせてもらって、医大のほうと、それから別発のほうの精密検診のほうを、どの月にどのような形で入れるかということ調整させていただきまして、5歳児に限らず、先ほど申し上げましたように1歳半、3歳ですね、4、7カ月の幼児もありますが、乳児もありますが、その段階での健診と追っかけでネットワークを組み、また、その子供たちのフォロー体制ということで、年次を追った追っかけの精密検査を受けられるようなシステムといたしました。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。

それで、3番目の設問でありますけれども、保育園から幼稚園ということで、福祉課から教育委員会、この連携について、どのように今の状態からまた新しく変わっていくのかということをお聞きします。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） もうご存じのように、今までも保育園、幼稚園、それから学校教育課、今、学校教育課になりましたね、教育課のほうでやっておりましたネットワーク会議、それから事例検討会があります。それから、先ほどから言っています別府発達医療センターの医師と、それから心理士等のチームが保育園のフォロー時の指導支援に巡回していくシステムがあるんですけども、そこを通して、就学前から、それから就学に至るまでのネットワーク、途切れのないネットワークを目指してまいりたいと思っています。現行プラス強化をしたいということですね。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 次にまいります。

町のがん検診についてであります。それで、がんにつきましては、自分の周りの方々、そして血縁関係の方々、やっぱりがんになって亡くなる方が非常に多い。たくさん、本当に多いなとつくづく最近思うわけでございます。それで、国民2人に1人が発症するというので、それほどがんが多いのかなと思っておりますけれども、3人に1人が死亡すると。そのがんの早期発見の切り札というのが、このがん検診だろうと思っております。このがん検診について伺いたいと思っております。

日本に於けるがんで亡くなる方が30万人を超えるということでもありますけれども、大変なものだなと、つくづくそういうふうを考えているわけでございますし、また、この20年間、死亡率の原因の第1位のがんであるということですね。そういうことで、肺がんとか胃がん、大腸がん、これがトップ3ということでもあります。

がんは大変に怖い病気ですが、現在は、早期発見して転移しないうちに治療すれば治らない病気ではなくなってきております。こういうふうに言われております。これは、早期発見して転移しないうちに治療すればということでもあります。こういうことから、日本は非常に世界有数のがん大国であると、こういうことでもあります。

国のほうでも、昨年の23年度までは、がん受診を50%に上げるという取り組みで行われておりますけれども、本町はどのようになっているか、ちょっと後で、昨年は何れぐらいの方が受けられたのかということがわかればお知らせしていただきたいと思っております。22年度は12.2%と、全体のですね、低い受診率であります。がん検診、そこで低いこの受診率を上げて、しかも効果のある方法でがん検診による早期の発見、早期治療の取り組みがこれから必要であると思っております。

玖珠町が行っております本年度の総合健診が5月の終わりから始まっております。私も、6月終わりの健診を受ける予定になっておりますが、本年もがん検診については、胃がんのバリウム検査、肺がんについてはレントゲン検査を受けますが、これらの検査は、それなりに成果があったのだと私は思っておりますけれども、果たしてこれらの検査で初期のがんを見つけられるのか、本当に初期のがんを見つけられるのでしょうかとの疑問も私は持っております。でありますので、現在のがん検診のあり方としては、いろんな検査方法も今は確立されていると思うんですけれども、今の肺がんのレントゲン、胃がんのバリウム検査、こういうことで、がん検診のあり方としてはまだまだ何か遅れているような気がしてなりません。

今は、がん検査もさまざまな方法が確立をされておりますし、もっと魅力あるがん検診を望んでいる町民の方も多んじゃないかと思っております。例えば、肺がんにしても、なかなか小さながんは見つけにくいということもありますし、胃がんのバリウム検査にしましても、バリウムを飲んで、そしてエックス線、レントゲン検査をするわけですがけれども、あれは大変、高齢者に対しても非常にきつい一つのことだと私は思っております。

この胃がん検診とか、採血による血液検査で胃がんのリスク検診というのが、こういった制度もあります。この検査方法、胃がんリスク、ABC検診という、こういうこともがん検診に導入してはどうかと、そういうように私は思っております。まず、第1の質問に対して、そのことに対して伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 質問が幾つかあったと思うんですが、現在の胃の検診の検診率は、県で23年度で22%、うちが27%ぐらいありますね。だから、県下平均よりも高い位置にあります。

それから、先ほど言っていた胃がんリスク、ABCですね。ABC検診は、あくまでもリスクです。ですから、例えば肺がんの場合に、一番リスクとして挙げられるのはたばこことかですよね。たばこの場合は、いつごろから何本吸ったかという相対的な指数ですするわけですけれども、それと同様の感じで、ピロリ菌を血液検査で調べる、それから、菌だけではなく消化酵素であるペプシノーゲン等を調べる検査のことを言っていると思うんですけれども、実際には、ですから胃がん検診ではないんですね、胃のリスク検査です。

おっしゃるように、私も、ピロリ菌のリスク検査はとても重要だと思っています。現在も、胃炎だとか、それから胃のぐあいが悪い人は、既に胃の消化器系の病院ではピロリ検査をし、多い人には除去剤を投与して定期的に検査をしながらリスクを減らすという、それぞれ体質等がありますので、それはもう行われております。

ですから、私は、その検査を否定するものではありませんが、現在、今年度が総合健診の特定健診と、それから健康増進法の健診の見直しの年になっております、その折に、今受診者にはアンケート調査もし、また、受けない方たちのアンケートもとっているわけなんですけれども、どのようにしたら受けやすくなるか、また、リスク検査だけであってもいけないわけですから、どのように希望されるのかどうか等の調査をしてまいりたいと思っています。

その上で、検診とプラスオプションの形でやるのか、それか一般検診にはもちろん導入はできませんので、オプション、あるいはオプションにする場合にも、どの程度まで可能かということを探りたいと思っています。と申しますのは、何度も申しますようにあくまでもリスク検査であり、胃の形態学的と、バリウムを飲むとどこにどのように萎縮があるというのがわかるんですね。ところが、このリスク検査では、らしい、あるかもしれない、その要素があるというだけです。要精密をもう一回しなきゃいけないということがありますので、そういうことを考えながら総体的に胃の検診のあり方を考えたいと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） よくわかりました。

それで、胃がん検診の胃がんリスク、ABC検診、これは自分が受診することで、自分が胃がんの発症因子を持っているかどうかであることが一番の大事なことだと思います、知ることがですね。ま

た、そういった検査をすることで自分が胃がんのリスクが高いことを認識すると、こういうことがやっぱり大事だろうと思っております。

私たち、昭和25年生まれであります。私たちの時代というのは、例えば60歳、70歳のピロリ菌の持っている方が何十%も、80%か、非常に高い。それは1つは、当時は野菜なんかに人糞をかけていたんですね。そういうことで私たちはそれを食べてきたと、その世代の人は。それがピロリ菌という形で、ピロリ菌を持っている方が非常に多いということで、それを今1つは伺っておりますんで、今回のこの胃がんの検診につきましては、そういうふうに総合的に見直しを考えておられるということは非常に素晴らしいことだと思うんで、より効率のよい、どんな方法が一番いいかということをごぜひとも検討していただきたいと思っております。

それで、肺がんの検診であります。これは、肺がんで、すぐレントゲン検査で、服を脱いですればすぐ検査できるんですけども、この肺がんの早期発見を目指すためには、やっぱり今CT検診とか、これらを取り入れてやっているところもあるようでございますけれども、こういった精密な画像を撮影することができる、肺の断層画像と。これを、その画像を見るときに放射線の医師と呼吸器系医師が二重にチェックするということですね。こういうことから、肺がんのCT検診というのは、これからはぜひがん検診の中に入れていただきたいなと思っております。そのことに関して、早期発見、CT検診を制度として導入していただいて、肺がんの早期発見、治療を目指すべきであると私は考えておりますけれども、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） とても難しい取り組みです。肺がんのCT検査というのは、肺がんCT検査そのものが余り各医療機関、全部普及しているわけではなく、検診センターもあるところのないところがあるんですね。しかも、巡回検診ではなく施設検診になります。そうなると、なべて大勢の方に一般検診としてするということがなかなか難しい問題です。

ですから、今の段階では検診と喀たんですね。一般のレントゲン検診だけではなく、とてもたんが出るとか、よく咳をされるとか、気管支が弱いとかという方は喀たん検査も一緒にしていただいて、それでたんの細胞検査と同時にしていただくんです。それから、異常のある方はCT検査に移っていったり、その次の検査に移っていくわけなんです。

ですから、一般の検診の場合は、今の検診をより——以前よりも読影の力というか、読影は二重読影になりましたので、とても高くなっております。ですから、そちらのほうで強化させてもらう。同時に、先ほどリスクの話がたくさんされていましたが、やっぱりたばこ等のリスクの高いものの予防のほうに力も注いでまいりたいと思っております。肺CTについては、ちょっと今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） がん検診については、先ほど言いましたように、やっぱりより効率的で、む

しろ安価、安く検診が受けられるような、いろんな方法があるのではないかと私は思っておりますので、今のやり方じゃなくして、これがいいんだということになれば、ぜひとも町の検診でそれを、新しい方法もこれから取り入れていただきたいと、そういうふうをお願いいたします。

それで、3番目の特定防衛施設周辺整備調整交付金と、こういうことであります。この特防の交付金につきましては、去年からですかね。去年から、今までは周辺のいろんなハード的な事業だけにこのお金が使われることになっておりましたけれども、それが、むしろソフト事業、今年はこの3月の補正でしたかね、この6月議会の補正で、子ども医療の事業について1,700万がこの事業から、特定防衛施設の交付金から出されると。これはすばらしいことだなど、そういうふうを考えております。

できますならば、こういった特防の交付金を今までのハードからソフト、こういういろんな形で使われるようになったということは、大いにこのお金をそっちに向けていただきたいと思うんですけども、例えば、がん検診に使ったり、これを充てたりですね、そういうこともできますし、また、先ほど言ったように、高校の交通支援とかいろんな面でも、交通のそういった補助事業に対しても、そういったお金が、特防の交付金が使われるということでもありますので、そういうのも、やっぱり高校支援のためにこういう事業も、この交付金を使っていてもらいたいなど。

要するにハードからソフトの事業へ、すべてがソフトというわけにはいきませんが、こういった町民の健康とか、こういういろんな支援策については、大いにこの交付金を使っていただきたいと思っておりますけれども、どなたか、最後に町長に伺いたいんですけども、課長、何かありましたら。

○議長（高田修治君） 中島基地対策室長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） 特防交付金の町の窓口ということで、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

議員さんご質問の特防交付金を財源にしてがん検診の充実が図れないかということではありますが、平成23年4月に防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律、その一部が改正されて、ハード事業のほかに11項目の政令で定めるソフト事業が加えられました。その中に、医療に関する事業として医療費助成事業という例示がありまして、玖珠町ではこれに基づき、平成23年度から玖珠町子ども医療費助成事業基金を造成し、事業がスタートしておりますので、事業費助成事業というくくりでは可能と思われませんが、がん検診ということに限定するということになると、現時点では町民の負担の公平という観点から難しいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、そういう特防の交付金がそういう事業にも充てられるということは、今までになかった画期的なことだと思うんですね。それは何の事業に使うとか、そうじゃなくして、そうしたソフト面にこれからやっぱり使っていただきたいなと私は思っているわけでありまして。その件に関して、やっぱり町のそういった使い方の方向として、町長がどういうふうにご検討されるか



ということを伺いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 先ほど、基地対策室のほうからお答えさせていただきましたけれども、個人にはできないんです。ちなみに、がん検診の場合、国保の方と社保の方で、じゃ社保の方は使わなくて国保にだけ使うとかいうと不公平になるとか、子ども医療になると、子供だったら皆さんのところへいくと。ただ、特防で許されているのは、ソフト面は使われますけれども、みんな不公平に個人的にはできないということです。医療制度の中で、子供とか全体的な公平性が保てれば、ソフト事業に使うことは何もやぶさかでないということ考えております。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議 長（高田修治君） 9 番 秦 時雄議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日19日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月18日

玖 珠 町 議 会 議 長      高 田 修 治

署 名 議 員      河 野 博 文

署 名 議 員      秦      時 雄